

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オーストラリア政府

外務貿易省（DFAT）

DFAT 国別情報報告書

ミャンマー

2025 年 4 月 7 日

目次

略語一覧	3
用語集	5
1 目的及び範囲	7
2 背景情報	9
国の概要	9
人口統計	10
経済概観	11
政治制度	16
人権枠組み	19
治安情勢	20
3 難民条約に基づく申立て	27
人種／国籍	27
宗教	36
（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見	42
関心対象となる集団	55
4 補完的な保護の申立て	65
恣意的な生命の剥奪	65
死刑	66
拷問	67
5 その他の検討事項	69
国家の保護	69
国内移住	73
帰還者の取扱い	74

文書	77
偽造の横行	81

略語一覧

AA	アラカン軍(Arakan Army)
ARSA	アラカン・ロヒンギャ救世軍 (Arakan Rohingya Salvation Army)
BGP	国境警備警察 (Border Guard Police)
CDM	市民的不服従運動 (Civil Disobedience Movement)
CSC	市民権精査カード(Citizenship Scrutiny Card)
DPMNS	ミャンマー新社会民主党 (Democratic Party for Myanmar New Society)
CTFMR	モニタリング・報告に関する国別タスクフォース（武力紛争における子どもの権利の重大な侵害を監視し、報告することを任務とする国連機関） (Country Task Force on Monitoring and Reporting)
EAO	民族武装組織 (Ethnic Armed Organisation)
ICNV	国民確認用身分証明カード(Identity Card for National Verification)
KHRG	カレン人権グループ (Karen Human Rights Group)
KIA	カチン独立軍(Kachin Independence Army)
KNLA	カレン民族解放軍(Karen National Liberation Army)
KNU	カレン民族同盟 (Karen National Union)
MNDAA	ミャンマー民族民主同盟軍 (Myanmar National Democratic Alliance Army)
MNHRC	ミャンマー国家人権委員会 (Myanmar National Human Rights Commission)
NCA	全国停戦合意 (Nationwide Ceasefire Agreement)
NLD	国民民主連盟 (National League for Democracy)
NRC	国民登録カード (National Registration Card)
NUG	国民統一政府 (National Unity Government)
NVC	国籍未審査者向け身分証明カード (National Verification Card)
PDF	国民防衛隊（NUG の軍事部門、多くの武装集団で構成される） (People's Defence Force)

SLORC 国家法秩序回復評議会(State Law and Order Restoration Council)

TNLA タアン民族解放軍 (Ta'ang National Liberation Army)

TRC 一時登録カード(Temporary Registration Card)

USDP 連邦団結発展党(Union Solidarity and Development Party)

UWSA ワ州連合軍 (United Wa State Army)

VPN 仮想プライベート・ネットワーク(Virtual Private Network)

用語集

マバタ (Ma Ba Tha)	急進的な仏教僧が主導する組織。民族宗教保護協会のビルマ語での略称
マドラサ (madrassa)	イスラム教の学校、カレッジ又は大学。しばしばモスクの一部を成す
ピダウンス・フルタウ (Pyidaungsu Hluttaw)	連邦議会
ピュー・ソー・ティー (Pyu Saw Htee)	PDF に対抗するため、軍及びその代理組織によって資金提供、訓練、武器の供与が行われている政権支持派の民兵組織
タマド (Tatmadaw)	ミャンマー軍

本報告書で使用する用語

高度のリスク：DFAT は事案の強いパターンを認識している

中度のリスク：DFAT は行動パターンの存在を示唆するのに十分な数の事案を認識している

低度のリスク：DFAT は複数の事案を認識しているが、パターンを形成していると結論付けるのに十分な証拠を有していない

公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として、その特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人の登録文書又は身分証明書を取得する際の困難、文書を承認してもらう際の困難、恣意的な逮捕及び拘禁などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、法律上又は行政上の措置を講じないことなどにより、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げる行為

社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として社会の構成員（家族、雇用主又は

サービス提供者を含む）が取る行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別などがあるが、これらに限定されるものではない）

2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者を含む）による追放又は排斥行為

1 目的及び範囲

1.1 外務貿易省（DFAT : Department of Foreign Affairs and Trade）は、本国別情報報告書を、保護状況の決定のみを目的として作成している。本報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供するものであるが、ミャンマーに関するオーストラリア政府の方針とは異なっている。

1.2 本報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的な事柄を提供する。本報告書は、オーストラリアの決裁権者にとっての現在の取扱い事案に関して作成されており、保護ビザの個別申請を参照してはいない。本報告書には、決裁権者のための政策ガイダンスは含まれていない。

1.3 1958 年移民法 (*Migration Act*) 第 499 条に基づく 2019 年 6 月 24 日の省令第 84 号は、以下のように規定している。

外務貿易省が明確に保護地位の決定プロセスのために国別情報評価書を作成し、決裁権者がその評価書を利用できる場合、関連性があるならば、決裁権者はその決定を下す際に、当該評価書を考慮に入れなければならない。ただし、決裁権者が対象国に関する他の関連情報を検討することを妨げるものではない。

1.4 本報告書は、ミャンマー及び第三国における DFAT の現場の知識と様々な情報筋の考察に基づいている。本報告書は、国連（UN : United Nations）独立国際事実調査ミッション（Independent International Fact-Finding Mission）や国連人権高等弁務官事務所（OHCHR : Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR : United Nations High Commissioner for Refugees）など他の国連機関、米国国務省（US Department of State）、アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）やヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）などの広く認められている人権保護団体、そして信頼できる報道機関からの報告を含むがそれに限定されない、政府及び非政府の情報筋からの情報を考慮している。DFAT が報告書又は主張の特定の情報筋を参照していない場合、それは情報筋の保護を理由とする可能性がある。

1.5 この更新された国別情報報告書は、2022 年 11 月 11 日に発行されたミャンマーに関する旧版の DFAT 報告書に代わるものである。

2 背景情報

国の概要

2.1 ミャンマー（旧称ビルマ）は、1948年にイギリスから独立を果たし、議会制共和国として歩みはじめた。1962年の軍事クーデターにより、文民政府は転覆され、ネ・ウィン（Ne Win）将軍の支配下で全体主義的社会主義体制を樹立した。独立以来、ミャンマーは長期にわたる軍事政権、内戦及び国際的な孤立を経験してきた。

2.2 1988年に、全国に広がった民主化要求デモを受けてネ・ウィン将軍は退陣した。ミャンマー軍（タマド）は、軍が後押しする国家法秩序回復評議会（SLORC : State Law and Order Restoration Council）の設置を発表し、武力弾圧により対応、約 3,000 人が殺害された。野党・国民民主連盟（NLD : National League for Democracy）の指導者で、独立の英雄アウン・サン（Aung San）の娘であるアウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）はこの時期に頭角を現した。その後 20 年間の大半をヤンゴンで自宅軟禁下に置かれ、2010年にテイン・セイン（Thein Sein）将軍政権によって解放されるまでその状態が続いた。

2.3 ミャンマーは 2015 年 11 月に総選挙を実施した。これは数十年来初めて広く信頼性があると認められた選挙であった。NLD が圧勝し、アウン・サン・スー・チーは、彼女を排除するために起草された憲法条項のせいで大統領になることができなかったが（「[政治制度](#)」を参照）、国家顧問兼外務大臣に任命された。NLD 政府は人気が高かったが、改革を断行し、ミャンマーにおける長年にわたる[民族反乱](#)に対する国家和平プロセスを前進させることに緩慢であった。NLD はラカイン（Rakhine）州での[ロヒンギャ（Rohingya）](#)に対する大規模な残虐行為を防げなかったことで国際的な批判を浴びた。これにより、2016年から2018年までの間に推定 70 万人が国外へ脱出したとされる。

2.4 政権を握った NLD は、[軍](#)の影響力を弱め、アウン・サン・スー・チーの大統領就任への道を開くことを期待された。しかし、NLD が 2020 年 11 月の総選挙で再び圧勝した後に、軍は選挙結果を受け入れず、2021 年 2 月 1 日にミン・アウン・フライン（Min Aung Hlaing）総司令官を首謀者として政権を奪取した。アウン・サン・スー・チーと他の NLD 指導部は

拘束され、非常事態が宣言された。このクーデターは国際的な非難を浴び、全国規模の抗議活動を招いたが、こうした抗議は厳しく弾圧された。これに対抗して、NLD と民族政党の議員らは「国民統一政府（NUG : National Unity Government）と呼ばれる地下政府を樹立した。

2.5 2021 年 9 月に、NUG は軍事政権に対する[武装革命闘争](#)を発表した。以来この闘争は、ミャンマー軍と様々な[民族武装組織](#)（EAO : ethnic armed organization）との間で再開した戦闘とともに継続されている。国内外の監視団は、政権軍による広範な人権侵害を記録している。これには無差別空爆、[超法規的殺害](#)、[恣意的な拘束](#)、[拷問](#)などが含まれる。2023 年 8 月、政権は暴力が継続しているとして、約束されていた選挙が延期されたと発表した。

2.6 2023 年末、複数の武装集団がミャンマー軍に対する攻撃作戦を開始し、紛争が大幅に激化した。2025 年 1 月時点で、これらの組織はシャン(Shan)州、ラカイン州、カチン(Kachin)州、チン(Chin)州、カイン(Kayin)州、マンダレー(Mandalay)管区において引き続き広範な地域を占領し続けており、政権は Lashio と Ann の地域軍事司令部、Laukkai、Mogok、Thandwe、Buthidaung といった主要都市を失った。2025 年 1 月までに、国連は 350 万人以上が避難民となったと報告した。このうち 320 万人以上は 2021 年 2 月 1 日以降に発生したものである。本報告書公表時点でも、ミャンマー全土の[治安情勢](#)は流動的であり、全紛争当事者による人権侵害の報告が相次いでいる。

人口統計

2.7 ワールドファクトブック (World Factbook) の推計によると、2024 年のミャンマーの人口は 5,800 万人であったが、2024 年国勢調査の暫定結果では 5,130 万人と判明した。主要都市はヤンゴン (Yangon) (560 万人)、マンダレー (150 万人)、首都ネピドー (Nay Pyi Taw) (92 万 5,000 人) である。

2.8 ミャンマーでは文化的・言語的に多様性に富み、100 を超える言語が使用されており、その多くは相互に理解が不可能である。公用語はビルマ語で、母国語として推定 3,200 万人によって使用されている。英語は植民地時代を通して教育の手段であったが、独立後徐々に

ビルマ語に替えられた。今日、英語は人口のわずか約 5%しか使用していない。民族動態については「[人種／国籍](#)」を参照。宗教動態については「[宗教](#)」を参照。

経済概観

2.9 ミャンマーはアジアの最貧国の 1 つであり、国民 1 人当たりの GDP は 1,190 米ドル（1,900 豪ドル）である。農業、林業及び漁業が GDP のほぼ半分を占めており、労働力の 3 分の 2 を雇用している。他の主要産業は鉱業、建設、織物などである。違法薬物、宝石用原石、人身取引と野生生物の違法取引、違法伐採にまつわる大規模な闇経済も存在する。2021 年のクーデター後、経済は大きく縮小し、回復は遅れている。

2.10 クーデター後、貧弱な経済状況は多くの人々の生活に広範な影響を及ぼした。2022 年までに世帯のほぼ半数が収入減を経験し、過半数が資産売却や支出削減を余儀なくされた。これには医療や教育費も含まれる。インフレは高止まりし、燃料価格は上昇した。本報告書公表時点でも、多くの世帯が食料不安を懸念している。

2.11 経済の低迷により、大規模な失業が発生している。2017 年から 2022 年の間に、ミャンマーの人口には 900 万人の潜在労働者が加わったにもかかわらず、労働力参加率は 1.6% 低下し、失業率は 4.8% 上昇した。[女性](#)の経済参加率も低下し、2020 年の 60% から 2022 年には 55% となった。2024 年には、国民の約 50% が国家貧困ライン（1 日当たり 1,590 ミャンマー・チャット）以下の生活を送っていると推定されている。

2.12 国連開発計画（UNDP : United Nations Development Programme）は 2021～2022 年人間開発指数（Human Development Index）（公表時点で最新）において、ミャンマーを 191 か国中 149 位と評価した。これは中度の人間開発カテゴリーの中でも最下位に近い位置付けである。ミャンマーにおけるビジネス環境は 2021 年のクーデター以降著しく悪化し、ルールと市場に基づくシステムから、汚職、独占及びレントシーキングを特徴とするシステムへと全般的に移行している。

2.13 2021 年グローバル気候リスク指数 (*Global Climate Risk Index*) (公表時点で最新) によれば、ミャンマーはサイクロン、洪水、土砂崩れを含む異常気象によるリスクが世界で 2 番目に高い国であった。2024 年 9 月、台風ヤギ (Yagi) がミャンマーで深刻な洪水と土砂崩れを引き起こし、約 89 万人が影響を受け、死者は約 384 人、行方不明者は 89 人となった。2023 年 5 月にはサイクロン・モカ (Mocha) により 400 人以上が死亡し、数千人が家を失い、被害額は推定 37 億豪ドルに達した。2008 年 5 月にはサイクロン・ナルギス (Nargis) により 8 万 4,000 人以上が死亡し、200 万人以上が影響を受けた。

2.14 政府の社会福祉プログラムへの支出は 2011 年から 2018 年の間に 11 倍に増加したが、2021 年のクーデター後に崩壊した。ミャンマーには以前、2 つの主要な社会福祉プログラムがあった。1 つは母子現金給付 (MCCT : Maternal and Child Cash Transfer) で、妊娠中から子供が 24 か月になるまで、母親に月 1 万 5,000 ミャンマー・チャット (約 11 豪ドル) を支給するものであり、もう 1 つは国民社会年金 (SP : National Social Pension) で、85 歳以上の人々に月 1 万ミャンマー・チャット (約 8 豪ドル) を支給するものである。両制度は 2021 年のクーデター後に停止された。2023 年には高齢者や障害者向けなど一部支給が再開されたが、国内情報筋は DFAT に対し、これらは断続的でごく少数の人々にしか届いていないと述べた。

保健

2.15 ミャンマーの医療サービスの全体的な質と利用可能性は、2021 年のクーデター以前から低水準であり、その後も悪化を続けている。深刻な問題として、医師や看護師の不足、医薬品や医療機器の供給網の混乱、自己負担費用の増加、そして患者が安全に診療所や病院を利用することを妨げる武力紛争が挙げられる。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ヤンゴンでは依然として医療サービスがおおむね利用可能だが、費用が高騰し利用が困難になっていると述べた。地方の多くの人々は村の診療所を通じて一次医療へのアクセスを維持しているが、交通機関の混乱、長い待ち時間、自己負担費用の増加により、病院医療へのアクセスは減少している。紛争の影響を直接受ける地域では、医療へのアクセスが大幅に制限されている。

2.16 結核、マラリア、HIV/AIDS などの感染症が深刻な懸念事項である。コレラも 2024 年に再発生した。ミャンマーは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックで深刻な打撃を受け、感染者は 64 万人以上、死者は約 2 万人となったが、実際の数字は更に多かった可能性が高い。2023 年 10 月時点で、人口の約 64%が少なくとも 1 回の COVID-19 ワクチン接種を受けていた。糖尿病、がん、心臓病などの非感染性疾患も増加傾向にある。

2.17 医療従事者が市民的不服従運動（CDM : Civil Disobedience Movement）に参加したため、公的医療システムは慢性的な人手不足に陥り、民間病院は患者が溢れかえって対応に追われている。国内の一部地域で機能している EAO 運営の医療システムも、紛争の影響を大きく受けている。クーデター後、軍が医療従事者を攻撃・殺害し、医療施設を砲撃した複数の報告が確認されている。医療従事者は、特に CDM に関与しているか、反体制勢力への支援が疑われる場合、政権による尋問、逮捕及び暴力の標的となり続けている。DFAT は、紛争地域で医療従事者が反体制勢力への医療提供の疑いでミャンマー軍兵士から即決処刑の脅威にさらされているとの報告を把握している。

2.18 国内の一部地域では、紛争や戒厳令、夜間外出禁止令のため、医療へのアクセスが困難か不可能である。特に[女性](#)は暴力や不安定な状況から医療を求めることを避けることが多く、これが母子保健の悪化を招いている。医療機器、ワクチン及び医薬品の供給は、国内外のサプライチェーンの混乱により深刻な影響を受けている。2022 年 11 月、世界保健機関（WHO : World Health Organization）はミャンマーが必須医薬品が不足する深刻なリスクに直面しており、国内の全保健プログラムに影響が及ぶ可能性があると警告した。

2.19 性及び生殖に関する保健サービスは制限されている。中絶は、母親の生命を救うために医学的に必要と認められる場合を除き違法である。危険な違法中絶は、ミャンマーにおける妊産婦死亡の主要な原因である。避妊手段へのアクセスは限られており、特にクーデター以降、農村部では顕著である。性及び生殖に関する保健サービスを提供する NGO や公的保健サービスは、クーデターの影響を受けるとともに、医療物資のサプライチェーンの混乱によっても悪影響を受けている（「[女性](#)」も参照）。

2.20 ミャンマー当局が紛争地域の人々に対し、抵抗勢力を弱体化させる戦略として、意図的に救命医薬品やワクチンを供給していないという複数の報告がある。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、これは軍事政権の全国的な政策であり、政権が支配に抵抗する住民と対峙するあらゆる地域で、最高レベルの当局者によって規定されたものだと言った。その結果、マラリアや結核などの疾病発生率が上昇していると報告されている。

精神衛生

2.21 ミャンマーではうつ病や不安障害などの精神疾患の有病率が高く、紛争や COVID-19、自然災害の影響で更に悪化している。2020 年の報告書によれば、ヤンゴン在住の 18 歳から 49 歳の 18%が「精神的苦痛 (mental distress)」を経験していた。また 2023 年にミャンマー全土の 1,000 人を対象に行った調査では、4 分の 1 が中度から重度のうつ病を経験しており、いずれも世界平均を大きく上回っている。クーデター以降、自殺率が急増していると報告されている。

2.22 精神保健に関する法律は 1912 年 *精神異常法 (Lunacy Act)* で構成されている。治療の選択肢は限られている。2023 年時点で、ミャンマー国内の精神病院は 2 施設（ヤンゴン及びマンダレー）のみであり、臨床訓練を受けた心理士は 8 人、公立病院で働く精神科医は 150 人に満たない。精神保健サービスはビルマ語以外ではほとんど利用できない。ただし NGO が少数民族向けにカウンセリングなどの精神保健サービスを提供しており、ラカイン州の国内避難民 (IDP : internally displaced person) キャンプでも実施されている。精神疾患を持つ人々は社会的スティグマに直面することが多く、このため治療を避けるケースが多い。精神疾患に対する社会の理解は乏しく、多くの人々が「精神疾患は魔法や悪霊が原因である」と昔ながらに信じている。

HIV／エイズ

2.23 ミャンマーは、HIV 感染率が東南アジアで最も高い国の 1 つである。2024 年には人口の推定 0.9%が HIV に感染している。国連合同エイズ計画 (UNAIDS : Joint United Nations Programme on HIV and AIDS) のデータによれば、2022 年には HIV 感染者の 74%が抗レトロ

ウイルス薬治療を受けていた。しかし紛争や避難民の発生、サプライチェーンの混乱により、この数値がその後低下しているのはほぼ確実である。

2.24 HIV 感染者はしばしばスティグマと差別を経験する。例えば、2016 年の研究では、調査対象者の 60%以上が HIV 陽性の売り手から野菜を買うことを拒否することが判明した。スティグマ以外にも、紛争、低レベルの公衆衛生財源、政府の施設の不足、HIV 感染者にサービスを提供する NGO への政府の干渉及び性労働と同性間の性行為の違法性などが治療への障壁となっている（「[女性](#)」、「[LGBTQIA+](#)」も参照）。

教育

2.25 ミャンマーにおける教育の全体的な質は低く、2021 年のクーデター以降著しく悪化している。COVID-19 が教育に与えた影響に加え、数十年にわたる放置と紛争の結果、資源不足の学校で、低賃金かつ十分な訓練を受けていない教師が、効果のない方法や旧式のカリキュラムと教材を用いる状況が生じていた。国内情報筋によると、2023 年時点でミャンマーの小学 5 年生の 90%以上が、基本的な読み書きと計算能力を習得できていない。

2.26 2021 年のクーデター後、約 20 万人の教師が軍事政権に抗議して仕事を放棄し、広範囲にわたる学校閉鎖を余儀なくされた。NUG によれば、2023 年時点で約 13 万人がなお CDM を継続していた。2023 年末までに、国家行政評議会（SAC：State Administration Council）支配地域の大半の学校は再開し、児童の 4 分の 3 が登校を再開した。EAO 支配地域では、カチン州やカヤー（Kayah）州などにおいて独自の並行教育制度が運営されることが多い。

2.27 学校中退率は非常に高く、全生徒の約半数が高校に進む前に学校を中退し、高校の最終学年を終える生徒はわずか 10%しかいない。男女間格差は高校と小学校で小さく、大学に進学する可能性は[女性](#)が男性より高い。就学率には地域による大きな格差があり、農村部や貧困家庭の若者は学校に通う可能性が低い。クーデター以降、大学進学率は急落しており、2023 年 11 月に教育省（Ministry of Education）が発表した統計によれば、2021 年 2 月以降で 90%減少している。

2.28 ミャンマーの多くの地域では、クーデター後の[紛争](#)が教育に直接かつ深刻な影響を与えている。国内情報筋によれば、サガイン (Sagaing)、チン、マグウェ (Magway)、カイン、カヤー各州・管区の公立学校は、戦闘と空爆のため 2023 年も閉鎖されたままだった。教育を攻撃から守るための世界連合 (GCPEA : Global Coalition to Protect Education from Attack) の 2022 年報告書によれば、2020 年と 2021 年に教育施設は 450 件以上の武力攻撃を受けた。その大半は[軍事政権軍](#)によるものだった。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、軍事政権の空爆が学校を定期的に意図的に標的としており、生徒や教師が死亡する事例もあると述べた。ミャンマー・ウィットネス (*Myanmar Witness*) の分析によれば、政権による学校への攻撃は 2021 年 2 月から 2024 年 3 月にかけて着実に増加している。

政治制度

2.29 2021 年 2 月 1 日、NLD が主導する議会が開かれる予定の数時間前に、ミン・アウン・フライン国軍総司令官のリーダーシップの下で臨時軍事政権がミャンマー政府機構を掌握した。臨時政府は、NLD が圧倒的勝利を収めた 2020 年の選挙結果について、選挙不正があったとする根拠のない主張を基に無効であると宣言し、[軍](#)が国家の全ての行政権、立法権及び[司法](#)権を継承した。これによりミャンマーは事実上の軍事独裁国家になった。国際法律家委員会 (International Commission of Jurists) は、クーデターについて、「法の支配、国際法及びミャンマー憲法への違反」と評した。

2.30 クーデターの翌日、臨時政府は、ミャンマーが今後 SAC と称する国家最高指導機関の管理下に置かれると発表した。SAC は 9 人の陸軍将官と 10 人の民間人から構成されており、後者は様々な[民族集団](#)と NLD のライバル政党から集められた。クーデター以降、SAC をはじめ、ミン・アウン・フラインが設置した他の機関 (内閣を含む) のメンバーは数回にわたって入れ替わってきた。2024 年 7 月、ミン・アウン・フラインは自らを大統領代行と宣言した。

2.31 2021 年 8 月 1 日、ミン・アウン・フラインが、いわゆる「暫定政府」(2023 年 2 月まで非常事態下で国家を統治し、その後「自由かつ公正な多党総選挙」が実施される) の首相

に就くと発表された。2025 年の本報告書公表時点では、選挙はまだ実施されておらず、2023 年 2 月から 2025 年 1 月までに非常事態宣言は 6 回延長されている。2024 年 6 月、ミン・アウン・フラインは 2025 年に選挙を実施する意向を表明した。仮に実施された場合、2025 年の選挙は政権支配下の特定地域でのみ行われる可能性が高い。国内情報筋によれば、観測筋は自由かつ公正な選挙実施の公約を信用できるものとはみなしていない。

2.32 2021 年 2 月、軍事政権に反対する 300 人近い政治家集団が連邦議会代表委員会 (CRPH: Committee Representing Pyidaungsu Hluttaw) を結成し、ミャンマーの正当な立法機関であると宣言した。2021 年 4 月、CRPH は NUG と称する亡命政府の樹立を発表した。NUG には NLD、少数民族集団、市民社会及び少数党の代表者が含まれている。CRPH はまた、NUG を監督する責任機関として国民統一諮問評議会 (NUCC : National Unity Consultative Council) を設置した。NUCC は市民社会関係者、EAO、地方自治団体及び亡命政治家で構成される。NUG とその代表者は、米国、英国、オーストラリア、東南アジア諸国連合 (ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)、欧州連合 (EU : European Union) などの当局者と会談している。

2.33 2021 年 9 月、NUG は、「国民防衛隊 (PDF : People's Defence Force)」の部隊によって、軍事政権に対する全国的な武装闘争を開始する意図があると発表した。NUG 及び PDF は、その後 CRPH 及び NUCC とともに、SAC によってテロ組織に指定された ([「治安情勢」](#)、[「政治的意見」](#) も参照)。

2.34 行政上、ミャンマーは、7 つの管区、7 つの州、6 つの自治区又は自治管区 (self-administered zones or divisions) 及び 1 つの連邦直轄領 (首都ネピドーが位置する) に分けられる。6 つの自治区又は自治管区は[少数民族集団](#)によって統治されている (シャン州内の 5 つとサガイン管区内の 1 つ)。

EAO は国内の多くの地域を支配しており、しばしば並行国家あるいは事実上の国家として機能し、医療・教育・法執行を提供している ([「武装組織」](#) も参照)。

2.35 各州及び管区は、選挙で選ばれた当局者と指名された行政官から成る、独自の立法機関を持っている。クーデター以来、多くの管区及び地方の当局者のうち、その一部は様々な

PDF による報復の脅威にさらされ、2021 年のクーデターなどに対する抗議において、軍事政権によって逮捕されるか、又は辞任した。EAO の支配下にある地域の中には、地方や管区の代表者を選挙で選ぶところもあるが、大半は事実上の一党独裁州である。

汚職

2.36 汚職は、軽微な贈収賄から重大な汚職まで、ミャンマー社会のあらゆるレベルで繰り返し発生している。トランスパレンシー・インターナショナル (Transparency International) の 2023 年汚職認識指数 (*Corruption Perceptions Index*) では、ミャンマーは 180 か国中 162 位であった。2020 年の世界汚職バロメーター (*Global Corruption Barometer*) によると、ミャンマーにおける調査対象者の 20% が、過去 12 か月間に、公共サービスにアクセスするために賄賂を贈ったと報告されている。汚職の要因としては、公的部門の低賃金、煩雑な官僚的手続、武力衝突、贈答や「茶代」などの社会慣習、公民権の「レベル」の違い（「[人種／国](#)
[籍](#)」を参照）、シャドー・エコノミーの繁栄などが挙げられる。国内情報筋によれば、2021 年のクーデター以降、汚職は悪化しているという（「[偽造の横行](#)」も参照）。

2.37 2021 年 2 月のクーデター以前に、NLD 政府は 2013 年汚職防止法 (*Anti-Corruption Law*) を承認し、2014 年に汚職防止委員会 (ACC : Anti-Corruption Commission) を設立するなど、汚職対策を推進した。多くの公的機関と同様、ACC もクーデター後に一掃され、委員も軍事政権に忠実な人物に入れ替えられた。2023 年末、ミャンマー投資委員会委員長 (Chair of the Myanmar Investment Commission)、貿易・物流円滑化に関する中央委員会共同書記長 (Joint Secretary of the Central Committee on Ensuring the Smooth Flow of Trade and Goods)、商業省副大臣 (Deputy Commerce Minister) を含む複数の政権高官が汚職容疑で逮捕された。現地情報筋は DFAT に対し、これらの容疑が政治的動機によるものか不明だと述べた。政権は 2023 年から 2024 年にかけても民間部門の関係者の逮捕を続け、汚職や拝金主義によるインフレ誘発を非難した。

人権枠組み

2.38 2008 年憲法は、宗教の自由、恣意的な拘禁からの自由、公判の権利などの市民の権利と自由を保証している。しかし、実際には、そのような基本的権利は日常的に無視され、侵害されている。

2.39 ミャンマーは、中心的な国連人権条約のうち 4 つ、すなわち経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）、障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）並びに児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of child prostitution and child pornography.）に批准している。これらの条約の実施は遅れている。

国内人権機関

2.40 ミャンマーは 2011 年に、人権を保護し、促進する広範な法的義務によって、政府資金によるミャンマー国家人権委員会（MNHRC : Myanmar National Human Rights Commission）を設立した。ミャンマー国家人権委員会法（Myanmar National Human Rights Commission Law）は、MNHRC が公的な不服申立てを受け取り、人権侵害について調査し、ミャンマーが締約国である条約と協定について政府に説明責任を負わせ、追加の条約や協定への加入に関して勧告を行う権限を与えている。同法はまた、MNHRC が刑務所、拘禁施設その他の監禁施設の検査を実施する権限を与えている。

2.41 MNHRC は、調査の後で、関連する政府部門に対策に向けた勧告を提出するが、勧告が確実に実施されるよう保証する権限は有していない。MNHRC は、ロヒンギャへの虐待や 2021 年のクーデター後の人権侵害について、誰一人として責任を追及できていない。前回 2015 年に OHCHR の審査を受けた際、MNHRC は「B」ステータスを与えられた。これはすなわち、同委員会が国内人権機関のベスト・プラクティスに関するパリ原則（Paris Principles）を全面的には遵守していなかったことを意味する。国内情報筋は DFAT に対し、MNHRC は高度に政治化され、機能していないと述べた。

治安情勢

2.42 ミャンマーは、1948 年の独立以来繰り返し紛争による影響を受けている。長期にわたる民族暴動は、土地、資源及び合法・非合法市場をめぐる闘争に加え、差別的な政策、不平等及び政治的権利の剥奪によって助長されている。2021 年 2 月のクーデター以来、軍事政権とその当局者を攻撃し、ミャンマーに民主主義を回復しようと求める、広範な武装暴動が生じている。軍事政権が人権侵害に関与している唯一の主体ではないが、ミャンマーにおける人権侵害及び国際人道法の違反行為の大半について、同政権が責任を負っていると国内外の監視団体から広く認識されている。

2.43 公表時点において、軍事政権はミャンマーの大部分に関して直接支配を行っていない。[武装組織](#)は中国、タイ、ラオス、バングラデシュ及びインドとミャンマーとの国境に沿って展開している。マンダレー、ヤンゴン、サガイン、マグウェを含む「バマー（Bamar）中心地域」はかつて比較的平和であったが、2021 年のクーデター以来、現地の PDF が治安部隊と衝突し、軍事政権が彼らの敵を支援しているとみなす民間人を標的にしている。2024 年末時点で、ヤンゴンとマンダレーの一部地域を含む、全国約 61 の township で戒厳令が発令されていた。

武装組織

2.44 ミャンマーで活動する武装組織の数は、数十から数百と推定されている。主要な EAO 及び PDF は 20 と推定され、中でも重要なのは、アラカン軍（AA : Arakan Army）、カチン独立軍（KIA : Kachin Independence Army）、カレン民族同盟／カレン民族解放軍（KNU/KNLA : Karen National Union/Karen National Liberation Army）、タアン民族解放軍（TNLA : Ta'ang National Liberation Army）、ワ州連合軍（UWSA : United Wa State Army）などである。

2.45 これらの EAO（及び一部の PDF）の多くは大規模で、装備が整っている。さらに軍や他の武装組織から自民族を防衛するほか、これらの組織は支配地域内で一部の国家的機能を担い（「[政治制度](#)」を参照）、税金を徴収し、合法・非合法の取引を管理している。民族主

義軍と犯罪組織の間の線引きは曖昧なことが多く、組織によって異なる。武装組織に関与する個人は、人権侵害の被害者でも加害者でもある。

2.46 2021 年 5 月 5 日、NUG はその軍事部門として PDF を設立し、SAC の支配下で国軍その他の軍隊による暴力から「人民の生命、財産及び生計を防御し、保護すること」をその目的とすると公表した。その長期的な目的には、軍事政権の打倒とミャンマーの EAO を統合した「連邦軍 (Federal Union Forces)」の結成が含まれる。

2.47 PDF は表向き NUG の中央軍の下にあり、5 つの地方軍（北部、南部、東部、西部及び中央）に分かれている。実際には、数百のより小規模な「PDF」と、NUG への忠誠度や NUG による統制度が異なる地方のレジスタンス組織で構成されている。国際危機グループ (International Crisis Group) によると、2021 年には「数人から成る都市部の地下組織から最新の軽火器を装備した数百人の戦闘員を擁する組織化の進んだ大規模な民兵組織」にまで及ぶ。多くの PDF 新兵は、以前は急進化していなかった若者であり、軍事政権の虐待により暴力に追いやられたのだと主張している。アメリカ平和研究所 (United States Institute of Peace) の 2022 年の報告書によれば、PDF 戦闘員は約 6 万 5,000 人に上るとされている。

2.48 2021 年の設立以来、PDF は、治安部隊と直接交戦し、インフラに破壊工作を行い、[兵士](#)、[警察](#)及び[政権幹部](#)に対する銃撃と即席爆発装置 (IED : Improvised Explosive Device) による攻撃を実行した。また、政権支持者や協力者／密告者とされる人々を[暗殺](#)した。2024 年 4 月、PDF によるドローン攻撃がネピドー空港の防空網を突破した。NUG の行動規範では、民間人を攻撃することを控えるよう PDF に命じている一方、PDF の攻撃では民間人が死亡しており、民間インフラが標的とされたものもある。PDF は一部の EAO から武器供与と訓練を受けており、場合によっては（特にシャン、カイン、チン、カヤー及びカチンの各州で）軍事政権に対してこれらの集団と共に戦った。紛争初期、PDF は訓練不足で、旧式又は即席の武器しか持っていなかった。しかし国内情報筋によれば、2023 年には、彼らの戦術、武器及び訓練は大幅に改善され、軍事政権軍に対する効果が高まっている。EAO や NUG 傘下の PDF に加え、ミャンマーでは他の地域武装組織も活動している。PDF と自称する組織もあるが、必ずしも NUG の指揮下にあるわけではない。

2.49 国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ピュー・ソー・ティー (Pyu Saw Htee) と呼ばれる軍事政権の支援を受けた民兵組織は、放火、標的の[暗殺](#)、民間人への攻撃及び偽情報の拡散に関与していたと述べた。現地報道によると、2022 年、ピュー・ソー・ティーは「現役又は退役[軍人](#)、公務員、軍の代理勢力である連邦団結発展党 (Union Solidarity and Development Party) の党员、超国家主義者及び賃金で雇われた人々」から構成されている。またこれらの報道によると、ミャンマー軍が武器と訓練を提供し、場合によってはピュー・ソー・ティーと共同で作戦を実行した。

2.50 ピュー・ソー・ティーは深刻な人権侵害に関与している。非営利調査団体データ・フォー・ミャンマー (Data for Myanmar) の報告によれば、ピュー・ソー・ティーなどの政権の支援を受けた組織が、2021 年 5 月から 2022 年 3 月までの間に、全国で 7,000 軒以上の家屋を焼き払った。2024 年 2 月、マグウェ管区 GangawTownship で、制服を着た兵士（動画内の証言によればピュー・ソー・ティーの構成員とされる）が、村民の集団の前で抵抗運動の戦闘員 2 人を生きたまま焼殺する映像がインターネット上で公開された。

武力衝突

2.51 2021 年のクーデター以降、ミャンマーでは武力紛争により推定 5 万人が死亡した。このうち 6,000 人以上が民間人である。紛争関連の暴力には、武装集団と治安部隊間の戦闘、政権系民兵組織への攻撃及び民兵組織による攻撃、民間インフラを標的とした攻撃、砲撃・迫撃砲・地対地ミサイル攻撃、IED 及び無標地雷、[拉致](#)・[拷問](#)・[性的暴力](#)・[超法規的殺害](#)、家屋・建物（[学校](#)・[宗教施設](#)を含む）の焼却、固定翼機・ヘリコプター・ドローンによる空爆が含まれる。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、政権が抵抗組織を支援する民間人を標的とすることで、食料・資金・情報・新兵の供給を断つ「4 つの断絶」戦略を継続していると述べた。

2.52 2023 年、政権軍による空爆が増加した。その一因は、ミャンマー[軍](#)が大規模な地上作戦を実施する能力が低下したことにある。武力紛争位置・事象データ (ALCED : Armed Conflict Location & Event Data) プロジェクトの記録によれば、2023 年には航空機やドロー

ンによる攻撃が 1,000 件以上発生し、2022 年の 2 倍に達した。こうした攻撃の多くは、民間人や民間施設を無差別に、あるいは意図的に標的にしていると国内外の監視団体から批判されている。反体制派の拠点や訓練施設に加え、[学校](#)、[教会](#)及び難民キャンプも空爆の標的となった。2023 年 4 月には、サガイン管区の反体制派支配下の建物への空爆で 160 人以上が死亡し、その多くが民間人であった。

2.53 2023 年 10 月、EAO3 団体(AA、TNLA、ミャンマー民族民主同盟軍(MNDAA: Myanmar National Democratic Alliance Army))による同盟(「三兄弟同盟(Three Brotherhood Alliance)」)が、シャン州で SAC 軍に対する共同攻撃を開始した。この「1027 作戦(Operation 1027)」と呼ばれる攻撃に続き、国内の他の地域でも反体制派組織による軍事政権への攻撃が発生した。1027 作戦により、SAC は領土・人員・武器・車両・威信・士気の面で重大な損失を受けた。2024 年 1 月、三兄弟同盟はシャン州北部のコーカン(Kokang)(Laukkai 市を含む)を占領した。現地メディアによれば、三兄弟同盟の戦闘員が 2,000 人以上の政権軍兵士を捕虜にしたと報じられた。また 2024 年、1027 作戦の第 2 段階の一環として、三兄弟同盟は Lashio にある軍事政権の北東地域作戦司令部(ROC: Regional Operations Command)を制圧した。これはミャンマー軍が独立後初めて ROC を失った事例である。三兄弟同盟は更に、マンダレー管区の主要都市、特に収益性の高いルビー採掘の町である Mogok も制圧した。

2.54 ラカイン州では、AA が 2023 年 11 月に攻勢作戦を再開した。2024 年 7 月、ローウィ研究所(Lowy Institute)は AA がラカイン州の 50~75%と、インド国境に接するチン州南部の地域を事実上支配していると推定した。ミャンマー軍は多くの基地と武器庫を AA に明け渡し、一部のミャンマー軍及び国境警備隊は隣国バングラデシュやインドに安全を求めて逃亡した。

2.55 UNHCR によれば、2024 年 6 月時点で、クーデター以降、ミャンマー国内では 290 万人以上が国内避難民となっている。このうち 113 万 9,000 人はクーデター前後の紛争により隣国へ避難した。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、「複数の避難」が一般的であり、戦闘や空爆を避けるために 10 回も移動を強いられた人々もいると述べた。避難民は十分な食料、医薬品、医療及び教育といった基本的なニーズを満たすのに苦労していることが多い。

2.56 地雷と不発弾（UXO：unexploded ordinance）はミャンマー全土で脅威を増している。国連によれば、地雷による民間人の死傷者は 2022 年に 40%増加した。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、地雷と不発弾の汚染はネピドーを除くミャンマー全州・全管区に影響を及ぼしていると述べた。紛争の全当事者が地雷を使用しており、無差別な死傷・障害を引き起こし、家屋や農地が利用不能になり、家畜を殺傷している。

2.57 ヤンゴンでは爆発などの治安事件が発生しており、国内の他の地域では更に頻繁に起きている。攻撃の発生場所や規模は予測不可能である。米国国務省の記録によれば、2023 年 1 月から 7 月にかけてヤンゴンでは月平均 14 件の IED 攻撃が確認された。ネピドーは政権治安部隊が大量に駐留しているため国内他地域より安全とみなされているが、2024 年 4 月には反体制勢力が同地で政権軍に対する一連のドローン攻撃を実行した。反体制勢力は軍の検問所、鉄道駅及び線路も攻撃対象としている。ミャンマー軍事政権に協力する武装組織による IED 攻撃や銃撃事件が頻発しており、国際安全保障アナリストらは 2023 年、国内全域で政権支持派と反体制派の間で報復合戦の悪循環が激化していると警告した。

暴力及び組織犯罪

2.58 国内情報筋によると、2021 年のクーデター以降、ミャンマー全土で治安が著しく悪化している。武装強盗などの暴力犯罪が急増し、薬物使用と密売も大幅に増加している。当局は非政治的な犯罪への対応能力と意欲が限られており、[警察](#)に対する国民の信頼度が極めて低いため、被害者は犯罪の通報に消極的なことが多い。レイプや殺人といった重大犯罪でさえ、往々にして通報されないままとなることがある。

2.59 ミャンマーでは組織犯罪が深刻な問題となっている。同国は世界第 2 位のアヘン生産国で、世界最大のメタンフェタミン生産国である。違法な伐採、採掘及び野生生物の密輸が横行しており、2023 年の現地情報筋によれば、反政府武装勢力と政権関係者の双方が関与している。犯罪組織はミャンマー各地で大規模なオンライン・電話詐欺センターを運営しており、数千人が働いている。その多くは人身取引の被害者で、意思に反して拘束されている。2023 年 10 月、人身取引被害に遭った中国人数千人が「1027 作戦」（[治安情勢](#)を参照）の

一環として、こうしたセンターの一部から解放され、4 万人以上が送還された。ミャンマーでは高利貸しの犯罪集団が活動し、場合によっては、国際的な犯罪シンジケートとつながっている。高利貸しは合法・非合法両方の賭博と関連していることが多い。

市民の不安

2.60 2021 年 2 月のクーデター後に、小規模都市だけでなくヤンゴン、マンダレー、ネピドーを含むミャンマー全土でデモが発生した。国内外の報道によると、一部のデモでは参加者数が 15 万人に上った。同時に、[医療従事者](#)と公務員は全国的な [CDM](#) を開始し、鉄道職員、ごみ収集員、銀行員、電気作業員なども参加した。

2.61 [抗議](#)運動に対する軍事政権の対応は、表現及び集会の自由に対する制約、デモ参加者の逮捕及び拘禁、偽情報の拡散、抗議者及び応急処置担当者への殴打、[拷問](#)及び[殺害](#)など、過酷で広範囲に及んだ。2021 年末までに大規模なデモはほぼ収束したが、デモ参加者は、2024 年現在も、当局による[逮捕](#)、拷問及び[拘禁](#)の危険を冒しながら、全国で時折「フラッシュモブ」形式の抗議活動を組織し続けている（「[政治的意見](#)」も参照）。

人身取引

2.62 ミャンマーは人身取引の主要な供給国かつ供給先である。人身取引防止法は存在し、時折執行されるものの、米国国務省は2023年の[人身取引報告書](#)(*Trafficking in Persons Report*)においてミャンマーをティア 3 国家に指定した。同報告書は、ミャンマー政府が「最低基準を完全に満たしておらず、その達成に向けた十分な努力も行っていない」国であると指摘している。政府職員や[法執行官](#)が人身取引に関与し、これを助長し、あるいは利益を得ている証拠があった。人身取引対策の取組は、2021 年のクーデター以降、減少していると報告されている。

2.63 人身取引の被害者は、鉱業やパーム油・ゴム農園、違法詐欺センター、タイ北西部の果樹園や工場労働、タイや台湾の漁船団などで強制労働に売られることが多い。女性はミャンマー国内や海外、特に中国で性的人身取引や強制結婚を強いられている。2019 年、国連

女性機関（UN Women）とヒューマン・ライツ・ウォッチは、人身取引業者がカチン族の女性を中国に誘い込み、強制結婚や性的奴隷状態に陥れていると報告した。ロヒンギャの女性は、ロヒンギャの男性との強制結婚のためにマレーシアに人身取引されていると伝えられている。外国人はミャンマーに人身取引され、ワ（Wa）州やシャン州の詐欺センター、売春宿、カジノなどで働かされている。[女性](#)、[子供](#)、[LGBTQIA+の人々](#)、[少数民族](#)、IDP は特に人身取引の危険にさらされている。

3 難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1 ミャンマーにおいて、民族的特性は、公民権と基本的人権を決定づける要因であり、政治的及び武力的衝突の要因でもあり、そして特に[ロヒンギャ](#)に対する差別の根源となっている。2024 年のワールドファクトブックの推計によると、人口の 68%がビルマ族(バマー)、9%がシャン族、7%が[カレン族](#)、4%がラカイン族、3%が中国系、2%がインド系、2%がモン族、そして 5%がその他である。

3.2 これらの区分は恣意的なことが多く、ミャンマーの民族多様性の現実というよりも植民地時代の民族分類の理解を反映している。ミャンマーのアイデンティティは民族的特性、[宗教](#)、[言語](#)及び地理的位置の要素に関係する複雑なものである。同じ家族の中でも民族が異なると自認する場合があります、公に認められた民族又は宗教が、自己認識と異なる場合がある。

3.3 1982 年ビルマ市民権法 (*Burma Citizenship Law*) は、民族的特性に基づいて市民階層制度を規定しており、国際法律家委員会は 2019 年、この状況が「国内全域で広範囲にわたる差別を可能にしており、法の支配を損なっている」と指摘している。出生による市民権は、両親が「タインインダー (*taingyintha*)」(1823 年以前にミャンマーに一般的に居住していた民族)とみなされる民族集団に属する者にのみ与えられる。その大半はバマー族、中国系のカチン族、カイン族、カヤー族、モン族、ラカイン族、シャン族の民族集団に属する。「完全な市民権」は、出生時にタインインダーの血統による市民権の資格を有する者と、市民権をもつ両親から生まれた者の両方に与えられる。「準市民権」は、1948 年連邦市民権法 (*Union Citizenship Act*) に基づき以前に申請し、1982 年ビルマ市民権法が施行された時点で申請が保留中だった者に与えられる。最後のカテゴリーである帰化市民には、1948 年の独立以前にミャンマーに居住していた者とその子孫で、ミャンマーで生まれ居住しているが、タインインダーとはみなされず、かつ 1982 年以前の市民権法に基づく申請を事前に提出していない者が含まれる。国際法律家委員会は、「これらの 2 つのカテゴリー[準市民及び帰化市民]の重要な区別は、申請者又はその親／両親が 1982 年法の制定に先立って 1948 年連邦市民権法の下で市民権を申請したかどうかである」と述べている。

3.4 1990 年、ミャンマーの軍事政権 SLORC は、同政権がタインインダーとみなす民族であり、英国植民地時代以前にミャンマーに一般的に居住していた「135 の国民的民族」を構成する民族集団のリストを発表した。この 135 民族は、バマー族、カチン族、カイン族、カヤー族、モン族、ラカイン族及びシャン族の 8 つの「主要民族」に分類された。[ロヒンギャ](#) は政府によって公的にタインインダーとして認められなかった。現在のミャンマー政権も、若干の追加はあるものの、この民族リストを依然として認めており、ロヒンギャを排除し続けている。

3.5 タインインダーと認められない集団は、市民権を申請するために居住歴や家系図の膨大な量の証明を提出しなければならず、多くは何年も待たされる。[ロヒンギャ](#) や中国・インド系の人々、[ヒンドゥー教徒](#) や [イスラム教徒](#) などの宗教的少数派は、出生による市民権を認められず、10 代や成人になって市民権を申請する際には、長期間の市民権審査プロセスを経ることを義務付けられている。

3.6 ミャンマーの 2008 年憲法第 347 条は、「何人も法の下で平等な権利と保護を享受する」ことを保証しているが、多くの者が法律上・実務上これらの権利を否定されている。完全な市民権を持たない者は、医師や法曹を含む特定の職業から排除される。政府や軍隊の職においても、バマー族以外の全ての少数民族には非公式な上限が適用され、上位階級への昇進が阻まれている。少数民族は多数派のバマー族に比べ、身分証明書を持たない状態（「[無国籍状態](#)」を参照）に陥りやすい。多くの少数民族は、出身州や管区で続く紛争により暴力や避難を経験している（「[治安情勢](#)」も参照）。

3.7 国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマーにおける人種差別が広範かつ制度化されており、特に肌の色が濃い人々や流暢なビルマ語を話せない人々よりも、バマー族仏教徒が優遇されていると述べた。いわゆる「混血人種」（[南アジア](#) 系又は中国系の血筋を持つ者を指す用語）に属する、あるいは属するとみなされた人々は、政府サービスを利用する際に別々の列に並ぶことを強制されており、時には公務員からの人種的な虐待や差別を報告している。これには民族差別的な侮蔑語の使用や、公共サービス利用時の拒否・遅延が含ま

れる。学校のカリキュラムには人種差別的な内容が含まれることもあり、例えば「混血」の人々への憎悪を煽る詩などが挙げられる。

3.8 DFAT は、ミャンマーの非バマー（少数）民族集団の構成員は、その民族性を理由に社会的・公的差別を受ける中度のリスクに直面していると評価する。一方、[ロヒンギャ](#)などの集団については、そのリスクははるかに高い（下記個別セクション参照）。[チン族](#)、[カレン族](#)、カレンニー族（Karenni）などの少数民族は、主に武装抵抗運動との実際の、あるいはみなされた関与を理由に、国家による暴力にさらされている（「[治安情勢](#)」、「[（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見](#)」も参照）。

チン族

3.9 チン族は言語的・文化的に多様な民族集団であり、主にチン州、サガイン管区、マグウェ管区及びラカイン州に居住している。ただし、少数ながらチン族は国内各地にも散在している。ミャンマー国内のチン族人口は約 50 万人と推定される。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ヤンゴンには最大 10 万人のチン族が居住していたが、世帯リストに居住者として登録されている者はほとんどいなかったと述べた（「[文書](#)」を参照）。チン族にはアショー族（Asho）、チョー族（Cho）、クミ族（Khumti）、クキ族（Kuki）、ライミ族（Laimi）、ルシャイ族（Lushai）、ゾミ族（Zomi）など複数の部族が存在する。伝統的にこれらの下位集団は独特の服装、刺青、伝統で識別できたが、こうした文化的特徴はまれになってきている。チン族の大半はキリスト教徒だが、少数派は仏教やアニミズムを信仰する。ごく少数がユダヤ系と自認している。

3.10 国内外のメディア及び人権団体は長年、ミャンマー治安部隊によるチン族への人権侵害を記録してきた。これには強制労働、[恣意的な拘禁](#)、[拷問](#)、[キリスト教信仰](#)への弾圧などが含まれる。チン州住民は 2021 年のクーデターに強く反対し、大規模な抗議活動や [CDM への参加](#)率は国内最高水準であった。軍事政権の暴力的な弾圧を受けて多数のチン族武装組織が結成され、2025 年時点でも軍事政権とこれらの組織との衝突は継続中である（「[治安情勢](#)」を参照）。

3.11 2021 年のクーデター以降、チン州では無差別空爆、放火・砲撃攻撃、[強制失踪](#)、[超法規的殺害](#)、[拷問](#)など深刻な人権侵害が広く報告されている。NGO であるチン人権機関（CHRO：Chin Human Rights Organisation）は 2022 年 7 月、クーデター以降の被害を次のように推定している。SAC 部隊によるチン族民間人 250 人以上の殺害、チン州全域で 1,800 戸以上の家屋破壊、政治犯罪で逮捕されたチン族 900 人以上、チン州内の教会・宗教施設 65 か所の破壊（「[キリスト教徒](#)」も参照）。

3.12 2023 年、国連は 6 万人以上のチン族がインド国境のミゾラム (Mizoram) 州とマニプール (Manipur) 州に逃亡し、少なくとも更に 6 万人が IDP となったと推定した（インドにおけるチン族難民の状況については、[DFAT によるインドに関する国別情報報告書](#)を参照）。国内情報筋は DFAT に対し、多数のチン族がマレーシアとタイにも逃亡したと述べた。

3.13 チン州内外に住むチン族は、身分証明書の取得や公務員への就職・昇進の際など、政府サービスへのアクセスにおいて差別を受けてきた。チン族はまた、ミャンマーの他の非バーマ族・非仏教徒少数民族と同様に、検問所での治安部隊による嫌がらせも経験していると報告している。国内情報筋は 2022 年、DFAT に対し、ビルマ語を流暢に話すチン族は、そうでない者よりも差別を受ける可能性が低いと述べた。

3.14 DFAT は、チン族がチン州、サガイン管区、マグウェ管区、ラカイン州などの紛争地域において、民族的背景や[武装抵抗組織](#)との実際の又はみなされた関与を理由に、公的差別や国家による暴力を受ける高度のリスクに直面していると評価する。ミャンマーのその他の地域では、チン族は他の非バーマ系民族と同様の社会的・公的差別のリスクに直面している。キリスト教徒のチン族は、ミャンマーの他の[キリスト教徒](#)と同様のリスクに直面しており、特に紛争地域ではこのリスクが顕著である。

カレン族

3.15 カレン族という呼称は、チベット・ビルマ語族に属する多様な民族・言語集団を指し、ミャンマー人口の約 7%（約 400 万人～500 万人）を占めると推定される。下位集団にはスゴー族 (Sgaw)、ポー族 (Pwo)、ブレ族 (Bre)、パダウン族 (Padaung)、インバオ族 (Yinbaw)、

ザイエイン族 (Zayein) などが含まれる。カレン族は主に国の南東部国境地域、特にカイン州、テナセリム (Tenasserim) [訳注: タニンダーリ (Tanintharyi) の旧称] 管区、バゴ (Bago) 管区東部、モン州、エーヤワディ (Irrawaddy) 管区に居住している。大半は仏教、[キリスト教](#)又は伝統的なアニミズムを信仰しており、少数派が[イスラム教徒](#)である。

3.16 カイン州北部及び南部の大部分はカレン系 [EAO](#) (特に KNU/KNLA) が支配している (「[武装組織](#)」を参照)。1984 年以降のミャンマー軍、KNU/KNLA、その他民族武装組織間の紛争により、約 9 万人のカレン族がタイに長期保護を求めている ([DFAT によるタイに関する国別情報報告書](#)を参照)。2021 年のクーデター以降、暴力への反応としてミャンマー国内及び国境を越えた大規模な移動が更に発生している (「[治安情勢](#)」を参照)。2024 年 7 月現在、UNHCR はカイン州で約 21 万人の IDP、南東部全体で 89 万 9,000 人の IDP を記録している。

3.17 ミャンマー治安部隊によるカレン族への人権侵害は長年報告されており、クーデター以降その状況は悪化している。事件には無差別な空爆・砲撃、民間人財産の焼却、[恣意的な逮捕](#)、[拷問](#)、人道支援の妨害、カレン族の人間の盾としての利用などが含まれる。2021 年以降、SAC の航空機はカレン族領域に対し数百回の空爆を実施し、民間インフラを破壊し 120 人以上 (大半が民間人) を殺害した。NGO であるカレン人権グループ (KHRG : Karen Human Rights Group) は、2022 年 1 月から 2023 年 4 月にかけてカイン州で少なくとも 45 件の民間人に対する[違法な殺害](#)を記録しており、これはミャンマー軍兵士が作戦地域内のカレン族村民に対して「即時射殺」の方針を反映していると指摘した。KHRG はまた、カレン族領域における非国家武装集団による違法な殺害やその他の虐待事例も、はるかに少ない数ではあるが記録している。

3.18 2021 年のクーデター (及び COVID-19 のパンデミック) 以前、カイン州に住むカレン族は、KNU による並行政府機構や NGO を通じて提供される医療、教育、司法などのサービスをおおむね利用できた。しかしその後、紛争によってこれらのサービスの多くが中断された。特に学校と医療が深刻である。診療所では必要な医療機器や医薬品が不足し、学校では教科書や鉛筆といった基本的な教材が欠けている。2021 年のクーデター以降、多くの [CDM](#)

参加者や政権反対派が KNU/KNLA 支配地域に避難している。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、こうした人々は貴重な技能を持つ一方で、地域のサービスや資源に更なる負担をかけていると述べた。

3.19 現地情報筋によれば、他の非バマー系少数民族と同様、EAO 支配地域外に住むカレン族は、政府サービスへのアクセス、[身分証明書](#)の取得、公務員への[就職](#)・昇進、検問所での治安部隊通過時に差別を受けている。現地情報筋は 2022 年、DFAT に対し、ビルマ語を流暢に話すカレン族は、そうでない者よりも差別を受ける可能性が低いと述べた。

3.20 DFAT は、カイン州を含む紛争地域に住むカレン族が、民族的背景や武装抵抗組織との実際の、あるいはみなされた関与を理由に、国家による暴力や追放を受ける高度のリスクに、非国家武装組織による暴力を受ける低度のリスクに直面していると評価する。ミャンマーの他の地域では、カレン族は他の非バマー系民族と同様に、社会的差別や公的差別のリスクに直面している。

南アジア系の人々

3.21 ミャンマーには推定 250 万人のインド系住民がおり、独立前のパキスタンやバングラデシュから移住した祖先を持つ人々も含まれる。これらの集団は、民族や宗教的アイデンティティにかかわらず、バマー族からは単一の集団とみなされることが多い。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマーのインド系住民の半数以上が[市民権カード](#)を所持していないと述べた。南アジア系の人々はまた、肌の色や[イスラム教](#)との関連性（実際には大多数が[ヒンドゥー教徒](#)であるにもかかわらず）を理由に差別を受けている。

3.22 現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、南アジア系の人々は人種差別的な蔑称で呼ばれることが多く、政府機関では別の列に並ぶことを強制され、時には公務員による虐待や差別（例えば旅券に人種を「混血」と記載されるなど）を経験していると述べた。2023 年には、南アジア系住民が公立[病院](#)で差別的扱いを受けたと報告する事例もあった。一方で、南アジア系住民の中には非常に裕福で、[軍](#)や政権とのビジネス上の繋がりを持つ者もいる。

3.23 1982 年ビルマ市民権法の施行により、多くの南アジア系住民は、特に貧しく教育を受けていない場合、市民権を認められていない。これにより、公共サービスへのアクセスや土地購入に障壁が生じている。他の市民権を認められていない者と同様、南アジア系の人々は国立大学への入学は可能だが卒業は認められない。ただし国内情報筋によれば、学位取得後 6～8 か月後に賄賂を支払えば卒業を手配できる場合もあるという。身分証明書を所持する南アジア系の人々は、[ヒンドゥー教徒](#)であるにもかかわらず、証明書上で「仏教徒」と誤って記載されることが多い。

3.24 DFAT は、南アジア系の人々が社会的差別を受ける中度のリスクを、暴力を受ける低度のリスクに直面していると評価する。市民権を持たない者は、民族を理由に基本的人権やサービスへのアクセスを拒否されるなど、公的差別を受ける高度のリスクに直面している。市民権を持つ南アジア系の人々も、公的差別を受ける中度のリスクに直面している。宗教に基づく差別と暴力については、「[ヒンドゥー教徒](#)」、「[イスラム教徒](#)」を参照。

ロヒンギャ

3.25 ロヒンギャは主にスンニ派[イスラム教徒](#)の民族集団であり、伝統的にミャンマー北西部、バングラデシュに近いラカイン州に居住している。ロヒンギャはインド・アーリア語族に属する言語を話す。この言語はバングラデシュのチッタゴン（Chittagong）地方で話されるベンガル語の方言と密接に関連しているが、同一ではない。ロヒンギャの起源は、ムラウー朝時代（Mrauk-U period）（1430 年～1784 年）からミャンマー北西部に住んでいたイスラム教徒の商人や護衛に遡る。ただし近年では、特に英国植民地時代（1784 年～1948 年）にバングラデシュから移住した者も多い。2017 年 8 月以前、ミャンマーには推定 120 万人のロヒンギャが居住していたが、[軍](#)の弾圧により約 70 万人がバングラデシュへ逃亡した。

3.26 1962 年の軍事クーデター以降、歴代政府はロヒンギャをバングラデシュからの「不法移民」と位置付け、社会的排除と権利剥奪を推進してきた。1980 年代後半までは、多くのロヒンギャがミャンマー市民であることを証明する[国民登録カード（NRC : National Registration Card）](#)を所持していた。しかし 1989 年の「市民権精査」実施後、これらは市民

権精査カード（CSC : Citizenship Scrutiny Card）に置き換えられたが、ロヒンギャへの発行はわずかにとどまった。1995 年、政府はロヒンギャに対し一時登録カード（TRC : Temporary Registration Card）（通称「ホワイト・カード」）の発行を開始したが、2015 年に無効と宣言され、大多数のロヒンギャは無書類状態となり、事実上の無国籍者となった（「[文書](#)」も参照）。

3.27 ロヒンギャは市民権を剥奪されているため、ミャンマーにおいて基本的な権利とサービスが受けられない。これには[医療](#)や[教育](#)へのアクセス、[雇用](#)機会、[移動の自由](#)、子を持つ時期や人数を選択する自由、結婚相手を自由に選ぶ権利、[政治職](#)に立候補する権利などが含まれる。ロヒンギャは特に、1982 年ビルマ市民権法と 2015 年人種・宗教保護法（*Race and Religion Protection Laws*）（「[宗教](#)」を参照）の影響を強く受けている。これらの法律は、ロヒンギャを市民権から排除すると同時に、差別対象として特別に指定している。ロヒンギャはミャンマー独立後、1977 年～1979 年、1991 年～1992 年、2012 年、2015 年、2016～2018 年と繰り返される暴力と追放の波にさらされてきた。この暴力には虐殺、性的暴力、村落の焼き討ちが含まれる。2023 年 11 月にラカイン州で[軍](#)と AA 間の停戦が破綻して以来、ロヒンギャの民間人はますます紛争に巻き込まれている。大規模な攻撃、村や町の家屋焼き討ち、大規模な強制移住の報告がある。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ロヒンギャが人種差別的な蔑称で呼ばれ、[イスラム教徒](#)であることなどを理由にヘイトスピーチの対象となることが多いと述べた。

3.28 2023 年現在、約 13 万人のロヒンギャがラカイン州中部の「仮設」キャンプで生活している。彼らは 2012 年に国家による暴力で追放されて以来、そこに留まっている。国内外の情報筋は 2023 年、DFAT に対し、これらのキャンプの状況は悲惨であり、住居は不十分で劣化し、住民は食料・医療・教育の面で限られた外部援助に完全に依存していると述べた。COVID-19 のパンデミックと 2021 年のクーデターは、いずれもこれらのキャンプに対する外部監視の減少と主要な人道支援ドナーの撤退を助長したと報告されている。ただし、一部の国際 NGO（INGO : International NGO）は 2023 年においても現地パートナーを通じて状況を監視し続けていた。バングラデシュにおけるロヒンギャ難民の状況に関する情報は、[DFAT によるバングラデシュに関する国別情報報告書](#)を参照。

3.29 推計 10 万人のロヒンギャがラカイン州中部の孤立した村々に住んでおり、治安部隊や他の[民族集団](#)に囲まれている。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、これらの地域に住むロヒンギャはミャンマーで最も脆弱な集団の 1 つだと述べた。彼らは町への立入りを許可されておらず、煩雑な許可手続を経ない限り、市場や[学校](#)、[医療](#)サービスを利用できないのが一般的だ。ラカイン州中部におけるロヒンギャの[雇用](#)機会は少なく、漁師などの労働者は働くために賄賂を支払うことが多い。更に約 40 万人のロヒンギャがラカイン州北部に居住し、同地域の人口の大半を占めている。この地域のロヒンギャは他 Township への移動を禁じられているが、自 Township 内での移動は可能で、教育や医療へのアクセスも一部認められている。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ラカイン州におけるロヒンギャと他民族集団の関係は近年改善したもの、依然として脆弱な状態にあると述べた。

3.30 2024 年にラカイン州北部で紛争が再燃したことで、Buthidaung township と Maungdaw township の村や住居から更に多くのロヒンギャが避難を余儀なくされた。[軍事](#)政権と反政府[武装勢力](#)、特に AA がロヒンギャを兵士や労働者として徴用しているとの報告がある。多数のロヒンギャが放火や砲撃攻撃に遭い続けている。

3.31 ラカイン州全域で、ロヒンギャは犯罪組織による[人身取引](#)や搾取、治安部隊や他民族集団による暴力の被害に遭いやすい。ラカイン州のロヒンギャは移動の深刻な制限、検問所での頻繁な嫌がらせや暴力、[身分証明書](#)の提示を求められ、所持していない者が多いことから恣意的な拘禁や罰金に直面している。2024 年 4 月、ミャンマー軍がラカイン州でロヒンギャを[強制徴用](#)しているとの報道が国内外のメディアで相次いだ。2023 年時点で、ラカイン州外のロヒンギャの一部は「バマー・ムスリム (Bamar Muslim)」又はカマン族 (Kaman) (別のイスラム教徒の民族) と記載された文書を取得することで状況改善を図れたと報じられているが、[肌の色](#)や[宗教](#)に基づく深刻な差別は依然として存在している。

3.32 UN Women による 2022 年の報告書によると、2021 年のクーデター以降、ラカイン州のロヒンギャ[女性](#)たちは、[ジェンダーに基づく暴力 \(GBV\)](#)、早期・強制結婚、人身取引の被害に遭うリスクが高まっている。同報告書は、ラカイン州における GBV が、否定的な社

会的規範と性別役割分担の固定観念によって助長されていると指摘している（「[女性](#)」も参照）。

3.33 DFAT は、ミャンマー国内のロヒンギャが、民族及び[イスラム教徒](#)であるという理由で、基本的人権やサービスの拒否を含む、公的差別を受ける高度のリスクに直面していると評価する。ラカイン州内では、ロヒンギャは他の民族集団からの社会的差別を受ける中度のリスクに、治安部隊や民族民兵からの暴力を受ける高度のリスクに直面している。ラカイン州外では、ロヒンギャは同様の公的・社会的差別のリスクに直面しているが、暴力のリスクは低い。ラカイン州外の無書類ロヒンギャは虐待や搾取のリスクが高く、「違法な」移動を理由に当局による逮捕・拘禁の対象となる。

宗教

3.34 ミャンマーの 2008 年憲法第 34 条は、全てのミャンマー市民に対し、「良心の自由及び秩序、道徳及び健全性を害しない範囲で宗教を自由に信仰し実践する権利」を認めている。同憲法第 361 条は、大多数の市民が信仰する宗教として「仏教の特別な地位を認める」と規定している。2008 年憲法第 362 条は、[キリスト教](#)、[イスラム教](#)、[ヒンドゥー教](#)及びアニミズムを「本憲法施行日に連邦内に存在する宗教」として認めている。2008 年憲法のその他の規定は、宗教に基づく差別を禁止している。例えば第 352 条は公務員の雇用における差別を禁じている。しかしながら、国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマーでは多くの人が法律上を含む宗教に基づく差別を経験していると述べた。

3.35 2015 年人種・宗教保護法として知られる 4 つの法律は、異宗教間結婚、宗教改宗、一夫一婦制及び人口抑制に関するものである。これら 4 つの法律は、民族宗教保護協会（Committee for the Protection of Nationality and Religion）（マバタ（Ma Ba Tha）と称される民族主義的仏教団体）によって最初に提案された。2015 年仏教徒女性特別婚姻法（*Buddhist Women Special Marriage Law*）は、非仏教徒男性と仏教徒女性の婚姻について届出と登録を義務付け、違反に対する罰則を定めている。2015 年改宗法（*Religious Conversion Law*）は、厳格な申請・承認手続を経た場合のみ改宗を認める。2015 年人口抑制法（*Population Control Law*）は、人口抑制措置を適用できる特別区域を指定し、3 年間の間隔を空けた出産を義務

付ける権限を地方当局に付与する。この措置は罰金や逮捕によって強制される。2015 年一夫一婦法（*Monogamy Law*）は重婚を禁止する。重婚は 1861 年刑法（*Penal Code*）でも既に犯罪とされていた。ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者（UN Special Rapporteur）は 2015 年、これら 4 つの法律が[ロヒンギャ](#)などの[イスラム教徒](#)を標的としていると述べた。ただし、[キリスト教徒](#)や[ヒンドゥー教徒](#)にも影響を及ぼしている。2015 年人種・宗教保護法は現在も有効だが、国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマー政権は全国的な武装抵抗への対応に注力しているため、同法の執行は優先事項ではないと述べた。

キリスト教

3.36 ミャンマーの人口の約 6%がキリスト教徒であり、主にバプテスト派、カトリック、英国国教会に属している。いくつかの小規模なプロテスタント団体もある。[チン族](#)、カチン族及びナガ族（Naga）の大半はキリスト教徒であり、[カレン族](#)やカレンニー族の多くも同様である。キリスト教教会や組織は、キリスト教コミュニティにおいて精神的・世俗的な役割を果たすだけでなく、全国で人道支援も行っている（「[市民社会](#)」を参照）。

3.37 キリスト教徒が信仰を実践することに対する法的制限はないが、特に紛争の影響を受けた地域では、政権の政策や行動によってその実践が妨げられることが多い。他の少数派と同様、キリスト教徒は公共部門での代表性が低く、治安部隊や政府省庁の上級職への就任が事実上禁止されていると報告されている。[イスラム教徒](#)や[ヒンドゥー教徒](#)と同様、キリスト教徒も人種・宗教保護法（「[宗教](#)」を参照）の影響を受けるが、国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、同法は積極的に執行されていないと述べた。

3.38 2022 年組織登録法（*Organisation Registration Law*）の下では、宗教団体が人道支援活動を行うことは違法とされている。これは多くのキリスト教徒が信仰上の義務と考える行為である。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、テレグラム（Telegram）などのソーシャル・メディア・プラットフォームで反キリスト教的な資料が流通していると述べた。また政権軍とその支持者は、キリスト教徒を「不忠実」と描写することが多く、例えば抵抗勢力の戦闘員を「キリスト教徒の PDF」と呼ぶ例がある。

3.39 ワ州のキリスト教徒は歴史的に UWSA（「[治安情勢](#)」を参照）による迫害に直面してきた。同組織は 2018 年、「宗教的過激主義を防止する」として教会閉鎖とキリスト教の聖職者・信徒の拘束キャンペーンを開始した。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ワ州のキリスト教徒の状況はその後改善し、2023 年 12 月以降はおおむね自由に礼拝できるようになったと述べた。

3.40 DFAT は、慈善活動を通じてキリスト教徒を仏教へ改宗させようとする試みに関する報告をいくつか把握している。ただし現地情報筋は 2023 年時点では強制改宗はまれであると述べた。2019 年、キリスト教系オンラインニュースサイトである モーニング・スター・ニュース（Morning Star News）は、ラカイン州の地方当局者 5 人がチン族のキリスト教徒 2 人を拉致し、仏教へ改宗しなければ村から追放すると脅迫したと報じた。

3.41 2021 年のクーデター以降、治安部隊がキリスト教教会を意図的に爆撃・砲撃・略奪・破壊・放火したほか、軍事基地として接収したと報告されている。2024 年、海外メディアはクーデター以降少なくとも 67 か所のキリスト教教会が破壊され、その多くが意図的な破壊だったと報じた。2024 年 1 月、礼拝中の教会を標的とした政権側の空爆により、サガイ管区 KananVillage のバプテスト教会で 17 人が死亡し、建物が損傷した。2021 年 5 月には、カヤー州 Loikaw のカトリック教会が砲撃され、4 人が死亡、少なくとも 8 人が負傷した。兵士らは民間人が避難していることを承知の上で攻撃したと報じられている。2022 年 4 月、兵士がマンダレーの聖心大聖堂（Sacred Heart Cathedral）を占拠し、大司教と数十人の礼拝者を人質にした。

3.42 2021 年のクーデター以降、治安部隊はキリスト教教会指導者を標的にし、恣意的拘束・非人道的扱い・拉致・超法規的殺害を行ってきた。2023 年 11 月のラジオ・フリー・アジア（Radio Free Asia）の報道によれば、クーデター以降、少なくとも 5 人のキリスト教牧師と 3 人の助祭が SAC 部隊によって殺害されている。2023 年 11 月には、政権軍兵士がマグウェ管区 Saw でキリスト教牧師を待ち伏せし殺害した。2021 年 3 月、Lashio でバプテスト派牧師 4 人と信徒 7 人が逮捕され、拘禁中に暴行を受けたと報告されている。2021 年 9

月、チン州 Thantlang で消火を試みたバプテスト派牧師 **Cung Biak Hum** が射殺された。兵士は牧師を殺害後、指を切り落とし結婚指輪を盗んだ。

3.43 DFAT は、ミャンマーのキリスト教徒が宗教を理由に、治安部隊による嫌がらせや身体的攻撃という形で公的差別及び暴力を受ける中度のリスクに直面し、オンライン上のヘイトスピーチや時折の強制改宗の試みという形で社会的差別を受ける低度のリスクに直面していると評価する。教会指導者は、特に紛争地域において治安部隊からの暴力リスクがより高い。

ヒンドゥー教徒

3.44 ヒンドゥー教徒はミャンマー人口の約 0.5%を占める。2024 年国勢調査によれば、ヒンドゥー教徒はほぼ全地域に居住し、バゴー管区で人口が最も多い。ヤンゴンとマンダレーにも大規模なヒンドゥー教徒コミュニティが存在する。

3.45 南アジア系住民と同様に、ヒンドゥー教徒は身分証明書の発行や公的医療を含む政府サービス利用において差別を受けている。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、バマー系仏教徒の多数派はヒンドゥー教徒を[イスラム教徒](#)及び／又は[ロヒンギヤ](#)と混同することが多いと述べた。ヒンドゥー教徒は人種差別的な蔑称で呼ばれることが多く、政府機関では別の列に並ぶよう要求される。推定 68%のヒンドゥー教徒が市民権カードを所持していない（「[文書](#)」を参照）。

3.46 ミャンマーのヒンドゥー教徒は概して信仰の自由が認められているが、他の少数宗教と同様に新たな礼拝所の設立には障壁がある。ヒンドゥー教徒は宗教祭典を祝うことができ、現地情報筋によれば、仏教徒がヒンドゥー教の聖地や祭典に参加することも多い。[キリスト教徒](#)や[イスラム教徒](#)と同様に、ヒンドゥー教徒も人種・宗教保護法（「[宗教](#)」を参照）の適用を受けるが、現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、当時同法は積極的に執行されていなかったと述べた。

3.47 ヒンドゥー教徒に対する地域社会の暴力はまれだが発生している。2017 年 8 月、ラカイン州 Maungdaw 北部で最大 53 人のヒンドゥー教徒が虐殺され、更に 46 人が行方不明となった。アムネスティ・インターナショナルの 2017 年調査ではアラカン・ロヒンギャ救世軍（ARSA : Arakan Rohingya Salvation Army、[「治安情勢」](#)を参照）の関与が確認されたが、ARSA は関与を否定した。国連の事実調査団はこの事件の詳細を確認できなかった。本報告書の公表時点で、2017 年のラカイン州における暴力の結果、同州出身の 1,000 人以上のヒンドゥー教徒がバングラデシュの難民キャンプで避難生活を続けている（[DFAT によるバングラデシュに関する国別情報報告書](#)を参照）。

3.48 DFAT は、ミャンマーのヒンドゥー教徒が、宗教及び[ロヒンギャ](#)と関連があるという認識に基づき、サービスへの不平等なアクセスやヘイトスピーチという形で、公的・社会的差別を受ける中度のリスクに、また暴力を受ける低度のリスクに直面していると評価する。

イスラム教徒

3.49 ミャンマー全土には Kaman、Pantay、Pashu、[ロヒンギャ](#)、Zerbadee など、いくつかの異なるイスラム教徒コミュニティが存在する。大半はスンニ派である。国勢調査のデータによれば、イスラム教徒は人口の約 4%を占めるが、この数値はロヒンギャのイスラム教徒を過小評価している。彼らは事実上、調査への参加を排除されていたからだ。イスラム教徒の大半はラカイン州北部に居住しているが、ヤンゴン、エーヤワディ、マグウェ及びマンダレーにもイスラム教徒コミュニティが存在する。

3.50 ミャンマーのイスラム教徒は信仰実践において差別と制限を受けている。前政権（NLD）下ではイスラム教徒の閣僚はおらず、現政権の SAC にもイスラム教徒はいない。野党の NUG では、CRPH にイスラム教徒が 1 人おり（[「政治制度」](#)を参照）、ロヒンギャのイスラム教徒が NUG の人権副大臣（Deputy Human Rights Minister）を務めている。国内情報筋によれば、イスラム教徒は軍、公務員、技術職、医療職などの職業から一般的に排除されている。ただし国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、教師として雇用されているイスラム教徒も一部存在すると述べた。

3.51 イスラム教徒は宗教を理由に基本的人権やサービスの提供を拒否されることが多い。最大 80%が市民権書類を所持しておらず、資格を満たしていても取得が困難又は不可能な者が多い（「[文書](#)」を参照）。その理由は様々で、イスラム教徒の申請者がタインインダーの身分を証明する広範かつ入手困難な文書を提出できない場合から、移民当局がイスラム教徒を多数派民族であるバマー族として登録することを拒否する場合まである。一部のイスラム教徒は、市民権カード申請時にイスラム教徒として自己申告するために「外国」の民族（ベンガル人など）を選択するよう要求された。

3.52 イスラム教徒の国内情報筋は、DFAT に対し、2021 年のクーデター以降、政権が武装抵抗勢力の弾圧に注力したため、ミャンマー国内の反イスラム感情は低下したと述べた。国内情報筋によれば、多くのバマー族は軍事政権の弾圧を直接経験したことで、イスラム教徒への理解を深めたという。しかしながら、2023 年においても、ソーシャル・メディア、国家机关及びニュース・サイトを通じてイスラム嫌悪的な情報が拡散され続けている。現地情報筋によれば、イスラム教徒は公の場を含む様々な場面で人種差別的な侮蔑やヘイトスピーチに頻繁にさらされている。1962 年以降ミャンマーで新たなモスク建設が許可されていないため、地域にモスクが不足している状況下では、イスラム教徒はしばしば私邸での礼拝を余儀なくされているものの、概して干渉を受けずに礼拝を行える状態にある。

3.53 2021 年のクーデター以前、マバタや 969 運動（969 Movement）といった過激な民族主義的仏教運動は、ミャンマーにおける反イスラム感情を煽る上で影響力を持っていた。国内情報筋は DFAT に対し、2023 年時点でこれらの団体の影響力は弱まったと述べたが、過激な民族主義仏教と軍事政権の間には依然として強固な結びつきが残っている。軍事政権の兵士は反イスラム思想の洗脳を受けていると報告されており、政権は反イスラム教徒の偽情報キャンペーンを継続していると伝えられている。親軍政派のフェイスブック（Facebook）ユーザーは、[PDF](#) 及び[政治的反对派](#)を外国のイスラム過激派組織と結びつける虚偽の主張を行っている。

3.54 DFAT は、ラカイン州のイスラム教徒は、民族に関係なく、宗教及び[ロヒンギャ](#)（具体的でより高いリスクに直面している）と関係があるという認識に基づき、ヘイトスピーチ

やサービスへの不平等なアクセスなどの形で、公的・社会的差別を受ける高度のリスクに、暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価する。DFAT は、ラカイン州外のイスラム教徒が、宗教を理由に、ヘイトスピーチやサービスへの不平等なアクセスなどの形で、公的・社会的差別を受ける中度のリスクと、暴力を受ける低度のリスクに直面していると評価する。

（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見

政治的表現の法的枠組み

3.55 2008 年憲法はミャンマーの政治体制を「真に規律ある複数政党制民主主義」と規定している。憲法第 404 条から第 406 条に基づき、政党は結成、自由な組織化、選挙への参加・競争の権利を有する。表現の自由、結社の自由及び平和的集会の自由も同様に、第 354 条において「連邦の安全、法と秩序の維持、共同体の平和と平穏、公の秩序と道徳のために制定された法律に反しない限り」保障されている。しかし実際には、これらの権利と自由は政府によって日常的に侵害されている。2021 年のクーデター以降、ミャンマーは事実上軍事独裁政権下にある。

3.56 軍事政権は反対派を弾圧するため、刑事告発を多用している。2021 年のクーデター以降、政治犯の大半は 1861 年刑法第 505A 条（通称「扇動法（Sedition Law）」）で起訴されている。この条項は反乱を扇動したり「恐怖を引き起こし」たりする意図のある表現を犯罪とし、最長 3 年の懲役刑を科す。反体制派を弾圧するために頻繁に利用されるその他の法律には、1861 年刑法第 121 条、第 122 条及び第 124 条がある。これらは「反逆罪」を規定しており、最長 20 年の懲役又は[死刑](#)が科される。

3.57 政権は 1861 年刑法第 505A 条による反対意見の弾圧を継続する一方、2021 年の改正で適用範囲が拡大され、3 年から終身刑又は[死刑](#)に至るより厳しい刑罰が規定された 2014 年反テロリズム法（Counter-Terrorism Law）の適用も増加している。2023 年に「政治犯罪」で起訴された者の約 60%が、この 2014 年反テロリズム法に基づく起訴であった。同法で標的とされた者らは、[PDF](#) への資金支援をした罪、あるいは PDF 隊員と報告された家族の所在を当局に通報しなかった罪で起訴された。2023 年武器法（Arms Act）及び／又は 1884 年

爆発物法 (*Explosives Act*) に基づき、武器や爆弾製造材料の所持で起訴された者もいる。国内の法曹関係者の情報筋は 2023 年、DFAT に対し、これらの法律で起訴された者の多くが武装抵抗勢力と直接的な関わりを持たないと述べた。

3.58 軍事政権は、2021 年 *市民のプライバシー及び安全保護法 (Law Protecting the Privacy and Security of Citizens)* の第 5 条、第 7 条及び第 8 条を停止し、[恣意的な拘禁](#)や令状なしの監視・捜索・押収から免れる権利を剥奪した。また、1861 年 *刑法* 第 124 条及び第 505 条を改正し、「恐怖を引き起こす」や「虚偽の情報を流布する」といった曖昧な表現の罪を追加し、これらの犯罪を最長 20 年の懲役刑の対象とした。さらに、1898 年 *刑事訴訟法 (Code of Criminal Procedure)* を改正し、これらの罪を保釈不可とし、令状なしの逮捕の対象とした。

政権の政治的反対派と疑われる者の特定

3.59 現地情報筋によれば、2023 年時点で、当局の公式な疑いの対象となる基準は依然として極めて低く、軍事政権に積極的に反対する者と、単に政権への不満や野党支持を表明する者との区別はほとんど行われていなかった。現地情報筋は DFAT に対し、当局が武装抵抗勢力への資金・情報支援を行う者に対して特に敏感であると述べた。若者、[少数民族](#)、[医療従事者](#)などの集団は特に疑いの対象となりやすい。現地情報筋は DFAT に対し、政権反対派の降伏を強要するため家族が人質として拘束されているという信頼できる報告があると述べた。

3.60 当局は検問所で携帯電話の抜き打ち検査を行い、反体制派に対する戸別捜索を時折実施している。ただし国内情報筋によれば、当局は反対派グループの疑いのあるメンバーを特定するため、密告者ネットワークと監視カメラによる監視への依存度を高めている。同情情報筋は、[警察](#)と[軍](#)が政治犯罪で指名手配された人物のリスト（写真付き）を携帯端末に保管しており、検問所を通過する人物と照合していると述べた。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、最大 5,300 豪ドルの[賄賂](#)を支払えばリストから名前を削除できる可能性があるものの、著名な反体制派や武装抵抗への関与が疑われる者については、こうした手段も不可能だろうと述べた。

3.61 当局はソーシャル・メディアに反体制的な投稿をアップロードした者を追跡し逮捕する。2022 年 2 月から 2023 年 9 月末までに、関連容疑で計 1,306 人が逮捕された。2024 年 5 月、政権は仮想プライベート・ネットワーク（VPN：virtual private network）ソフトの禁止を強化した。ミャンマーではフェイスブック、ウィキペディア（Wikipedia）、グーグルマップ（Google Maps）などの制限サイトにアクセスするため VPN が広く利用されていた。警察は無作為な携帯電話検査の一環として、VPN を所持している者を発見すると罰金を科すか又は逮捕する。

政権の政治的反対派への扱い

3.62 政権の反対派は、上級政治指導者から街頭抗議の偶発的参加者まで、[恣意的な拘禁](#)、[拷問](#)、性的暴力、個人情報流出（ドッキング）及びオンライン虐待、[強制失踪](#)などの虐待を受けている。2022 年、NLD 指導者アウン・サン・スー・チーは様々な罪状で 33 年の刑を宣告されたが、支持者らはこれが政治的動機によるものだと主張した。アウン・サン・スー・チーの刑期は後に 27 年に減刑されたが、2025 年の本報告書公表時点では自宅軟禁状態にある。現地人権 NGO の政治囚支援協会（AAPP：Assistance Association for Political Prisoners）によれば、2021 年のクーデター以降、政治犯罪で拘束された者は 2 万 7,000 人以上に上る。逮捕者の一部には死刑判決が下されており、2022 年 7 月には軍事政権が死刑執行を開始した（「[死刑](#)」を参照）。

3.63 政治犯罪は通常、[刑務所](#)内の特別法廷で非公開の裁判が行われる。こうした非公開裁判は国際基準を満たしておらず、被告人は弁護士との接触が制限され、弁護の機会がほとんど、あるいは全く与えられない。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、有罪判決率がほぼ 100%に達し、政権が全事件で最高刑を言い渡すよう裁判官に圧力をかけていると述べた。戒厳令下の地域では、テロリズム、反逆罪、爆発物関連犯罪など最大 23 の犯罪が軍事法廷で審理される。国内情報筋によれば、これらの裁判は略式審理の性質をもち、死刑を含む非常に厳しい判決が下されることが多いという（「[司法制度](#)」も参照）。

3.64 政治犯が拘禁中に[拷問](#)や虐待を受けているという信頼性の高い広範な報告が存在する。これらは AP 通信（Associated Press）（通信社）、アムネスティ・インターナショナル、

ヒューマン・ライツ・ウォッチ、国際ジャーナリスト連盟 (International Federation of Journalists) などからも寄せられている。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、特に軍事尋問センターにおいて拷問が依然として横行していると述べた。また現地情報筋は 2023 年、拘束者の[強制失踪](#)や[超法規的殺害](#)の報告があり、当局は後にこれらを交通事故や脱走未遂の失敗のせいにしたと説明した。

3.65 現地情報筋は 2022 年、DFAT に対し、政治犯の一部が釈放されたと述べたが、正確な人数は確認が困難であった。釈放された囚人は、恩赦を受けた者と特別に釈放された者の 2 グループに分類されると報告されている。被拘禁者は当局に恩赦申請を提出することで恩赦を求めることができる。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、有力な軍関係者と繋がりがあり、前科がなく民主化支持団体との関わりもない被拘禁者は恩赦を受けやすいと述べた。一部の被拘禁者は誓約書への署名を強制され、これを破ると再逮捕される。誓約条件は様々だが、大半は抗議活動や政治運動への参加、ソーシャル・メディアへの投稿、あるいは「平穏と静穏を破壊する行為」を禁じている。

3.66 DFAT は、軍事政権に反対する者、あるいは反対しているとみなされる者は、[恣意的な拘禁](#)、[強制失踪](#)、[拷問](#)、殴打、[超法規的殺害](#)、[死刑](#)の適用を含む、公的差別や暴力を受ける高度のリスクに直面していると評価する。政権反対者の家族もまた、当局への自首を強要するために拉致され人質にされるなど、公的差別や暴力を受けるリスクが高い。

政治家及び政党の党員

3.67 ミャンマーでは政党は依然として合法であるが、2021 年のクーデター以降、集会や組織活動の能力は大幅に制限されている。2025 年の本報告書公表時点では、登録政党の大半は政権に協力している。2021 年のクーデターに反対する政党、特に NLD の指導者は逮捕されたり国外逃亡を余儀なくされたりしている。一般党員も[恣意的な逮捕](#)、[拷問](#)又は[強制失踪](#)の被害に遭っている。ただし国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、こうした措置は党員であること自体よりも、むしろ政権への反対姿勢に基づく場合が一般的だと述べた。

3.68 政権は 2023 年、新選挙法に基づく登録不履行を理由に、NLD を含む 40 の政党を解散させた。2021 年には SAC が NUG、NUCC、PDF 及び CDM を「テロ組織」と宣言し、ミン・アウン・フライン総司令官はこれらを「殲滅する」と公約した。国内情報筋によれば、一部の小規模政党は軍と良好な関係にある。

3.69 DFAT は、NLD を含む野党政党の党員が、党籍を理由に公的暴力や恣意的な拘禁を受ける中度のリスクに直面していると評価する。党指導者、NUG の構成員、NUCC の構成員は、公的暴力や恣意的な拘禁を受ける高度のリスクに直面している。

市民的不服従運動 (CDM)

3.70 2021 年のクーデター直後、波状ストライキ、抗議活動、事務所閉鎖など、全国で広範な CDM が発生した。当初は医師や医療従事者が主導したが、教師、大学講師、公務員、公立銀行員、鉄道職員などに広がった。最盛期には 42 万人以上の政府職員が CDM に参加した。2023 年時点で約 20 万人が依然として CDM に参加していると報告されており、うち推定 13 万人の教師と 4 万 5,000 人の医療従事者が含まれる。

3.71 2021 年のクーデター後、軍事政権は CDM 参加者に対し、職務に復帰するよう警告した。従わない場合は「職務怠慢」又は「無断欠勤」を理由に、2013 年公務員法 (*Civil Services Personnel Law*) に基づく解雇又は停職処分に直面すると通告した。約 1,000 人の鉄道労働者を含む一部の CDM 参加者は、公営住宅から立ち退きを命じられた。ストライキを継続した CDM 参加者は、軍が支配するメディアで「国家の平和と安定を損なう企て」の罪を犯したと公に名指しされた。その後、数百人が 1861 年刑法第 505A 条に基づき逮捕され、最長 3 年の懲役刑を宣告された。その他にも治安部隊による暴行、拷問、殺害の被害者が出ている。

3.72 現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、当局が CDM 参加者のリストを管理し、テレグラムなどのソーシャル・メディア・アプリで共有していると述べた。出国する者はこのリストと照合され、時に拘束される ([「出入国手続」](#)を参照)。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、最大 5,300 豪ドルの賄賂を支払うことで個人名をリストから削除させることは可能だが、著名な CDM 参加者や武装抵抗勢力への関与が疑われる者についてはほぼ不可能である

と述べた。多くの CDM 参加者は潜伏したり、隣国や農村部、あるいは [EAO](#) 支配地域へ逃亡したりしている。仕事を見つけれたり少額の生活手当を受け取ったりしている者もいるが、日々の生活費を賄うのに苦勞している者が多い。

3.73 DFAT は、CDM 参加者が失業、財産没収、脅迫、[恣意的な逮捕](#)などの形で公的差別を受ける高度のリスクに直面していると評価する。CDM 参加者は、[超法規的殺害](#)、[拷問](#)、拘禁中の虐待といった形で暴力にさらされる高度のリスクに直面している。CDM 参加者の家族も同様に、公的差別や暴力を受ける高度のリスクにさらされている。公務員やその他の CDM への参加が不可能又は不本意な者に対するリスクについては、「[\(実際の又はそうであるとみなされた\) 協力者及び情報提供者](#)」を参照。

離反者及び脱走者

3.74 国内情報筋によれば、2021 年のクーデター以降、ミャンマー治安部隊から約 1 万 4,000 人の[警察官](#)・[兵士](#)が離反又は脱走したとされる。多くの離反者・脱走者は、2021 年のクーデターへの反対、あるいは非武装市民の殺害への参加拒否を理由に離脱したと報告されている。その一部は反体制武装組織や [EAO](#)（離反者）に加わり、他は当局の追跡を逃れ EAO 支配地域や海外で新たな生活を始めている（脱走者）。大半は下士官や下級将校だが、中佐級の高級将校も離反している。

3.75 人民の抱擁（People's Embrace）、人民の兵士（People's Soldiers）、人民の目標（People's Goal）など、離反・脱走を支援する組織が複数存在する。これらの組織はソーシャル・メディアを通じて資金を募り、離反者・脱走者を募って審査し、彼らが駐屯地を離れて反政府勢力支配地域へ移動するのを支援する。離反者・脱走者が安全地帯に到着すると、これらの組織は宿泊施設や食料を提供し、場合によっては金銭も渡す。その後、脱走者の一部は近隣諸国や海外へ移動する。2022 年 3 月、オーストラリア・メディアはミャンマー軍の元兵士数人がオーストラリアで亡命許可を得たと報じた。この報道は後にミャンマー国内メディアでも伝えられた。

3.76 現地情報筋によれば、[軍](#)を離脱することは困難である。兵士とその家族はしばしば軍基地内で生活し、その生活と資金は厳しく管理されているからである。当局は脱走者の名簿を管理し、積極的に逮捕活動を行っている。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、捕らえられた場合、将校は投獄される可能性が高い一方、下士官[兵](#)や[警察官](#)は射殺される可能性が高いと述べた。また、脱走者や亡命者の残された家族が報復の危険にさらされたり、人質として拘束されたりするケースもあると述べた。

3.77 2022 年 3 月、オンライン新聞「フロンティア・ミャンマー (Frontier Myanmar)」は、テレグラム上のチャンネルが「スイカ」[兵士](#)（緑の制服と「赤い」革命的傾向からそう呼ばれる）や政権を批判した[警察官](#)の暗殺に対し、380 豪ドル～530 豪ドルの懸賞金を提供していると報じた。反体制派の兵士や警察官は、個人情報の暴露やネット上の嫌がらせの対象にもなっている。

3.78 DFAT は、離反者及び脱走者は、逮捕という形で公的差別を受ける高度のリスク、オンラインの嫌がらせや個人情報の暴露という形で社会的差別を受ける高度のリスクに直面していると評価する。彼らは、違法な殺害への参加を拒否し、軍事政権に反対したことに基づき、[超法規的殺害](#)や処刑という形で当局による暴力のリスクにさらされている。離反者・脱走者の家族も同様に高度のリスクに直面している。

徴兵及び強制徴用

3.79 2024 年 2 月 10 日、軍事政権は 2010 年にテイン・セイン軍事政権下で可決された（が一度も施行されなかった）2010 年人民兵役法 (People's Military Service Law) の施行を開始すると発表した。同法律により、18 歳から 35 歳までの男性と 18 歳から 27 歳までの女性は 2 年間の兵役に徴兵される可能性がある。医師や技術者などの「専門家」に分類される 18 歳から 45 歳までの男性及び 18 歳から 35 歳までの女性は、3 年間の徴兵対象となる。既婚女性、母親、[聖職者](#)、障害者、身体的に不適格な者及び中央徴兵委員会 (Central Drafting Board) により免除された者は対象外である。2025 年 1 月 23 日、政権は人民兵役法の実施を支援するため、細則 (人民兵役規則 (National Service Rules)) を導入した。特筆すべきは、徴兵命令を受けた者や免除待ちの者が許可なく海外渡航することを禁止している点だ。徴兵登録

の呼出しに応じなかった場合、当局は不在者の家族を訪問し調査するよう規則で義務付けられている。

3.80 2024 年の海外メディア報道によると、ミャンマー軍は約 1,400 万人が徴兵対象と推計していた。発表後、多くの若者が徴兵を逃れるためタイへ逃亡したと報じられている。徴兵逃れは懲役刑及び／又は罰金刑の対象となる。

3.81 2024 年 4 月、AP 通信は軍がラカイン州でロヒンギヤを強制徴兵していると報じ、NUG 報道官による「これはロヒンギヤとラカイン族が主体の AA との民族憎悪を煽る試みだ」とする発言を引用した。

3.82 2024 年に 2010 年人民兵役法が施行される以前から、国内情報筋は DFAT に対し、軍事政権が男女の若者を非戦闘任務（男性は戦闘任務も含む）に強制徴用していると述べていた。現地情報筋によれば、検問所で若者が逮捕され、15 万ミャンマー・チャット（約 110 豪ドル）の賄賂を支払うか、徴兵されるかの選択を迫られた事例もあった。

3.83 現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、軍が一般犯罪者や囚人を、刑の免除と引き換えに徴兵することがあると述べた。DFAT はまた、2024 年にラカイン州で軍事政権による未成年者の徴兵が行われたという未確認情報も把握している。2025 年の公表時点では DFAT が独自に検証できなかったものの、これらの主張は信ぴょう性が高いとみなしている。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、強制徴兵された兵士の生存率は低く、前線戦闘で「砲弾の餌食」として使われることが多いと述べた。

3.84 TNLA、MNDAA、AA などの EAO も支配地域で強制徴兵を行っている。例えば、2023 年 12 月には MNDAA によるシャン州北部での強制徴兵が報告され、2024 年 2 月には TNLA が 16 歳から 35 歳のタアン族（Ta'ang）男性全員への徴兵を発表した。多くの EAO は戦闘要員として男女を徴兵しており、DFAT は TNLA や MNDAA を含む一部 EAO による未成年者の徴兵の報告を把握している。

3.85 DFAT は、政権軍や EAO による徴兵義務対象者は召集される高度のリスクに直面していると評価する。徴兵された場合、戦闘に投入される高度のリスクに直面する。

(実際の又はそうであるとみなされた) 協力者及び情報提供者

3.86 [軍事](#)政権と協力している、又は情報提供者であるとみなされた民間人は、[PDF](#) らによる爆弾攻撃・放火・銃撃の標的となっている。特に標的とされているのは小区行政官（政権下で働く低位の文民職員）であり、その一因は政権反対派を特定する役割を担っていることにある。OHCHR によれば、2021 年 2 月から 2023 年 1 月にかけて、全国で 127 人以上の地方行政官が殺害された。その結果、多くの小区行政官が辞任している。2024 年 2 月の徴兵制実施以降、徴兵に関与した政権系地方行政官が標的となっている。本報告書公表時点で、80 人以上が暗殺されたと報告されている。

3.87 [CDM](#) への参加が不可能又は不本意な政府職員は、反対勢力による嫌がらせや脅迫を受けており、職務の継続を強制されている場合でも同様である。NUG は 2023 年 1 月、政権掌握時にこれらの公務員を処罰する方針を文書で発表した。処罰内容には降格、解雇、渡航禁止、ブラックリスト登録が含まれる。この提案は国内で論争を呼び、軍事政権の手法を模倣する危険性があるとの批判も出た。

3.88 反体制派は、[軍](#)と取引があった、あるいは取引があったとみなされた事業主や、軍が支援する USDP の党員を標的にしてきた。政権支持者の家族、12 歳の子供を含む者たちが、こうした攻撃で殺害されている。反体制派はまた、いわゆる協力者とその家族を「社会的制裁」の対象としてきた。これはオンライン上での誹謗中傷、個人情報の暴露、偽のポルノ画像の流布などを含む、物議を醸す戦術である。

3.89 国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、事業主が政権に迎合するか、[PDF](#) からの報復を避けるかの「板挟み」状態に陥っていると述べた。政権との協力の証拠がないにもかかわらず、民間人やその家族が反体制武装勢力から脅迫や殺害を受けた事例がある。2021 年、NUG

は、[違法な殺害](#)などの人権侵害のリスクを減らすため、政権と戦う PDF 向けの行動規範を発表した。しかし、これが各集団によりどの程度執行され、尊重されているかは依然として不明である。

3.90 DFAT は、政権協力者や情報提供者とみなされた者並びにその家族が「社会的制裁」という形で社会的差別を受ける中度のリスクに、殺害脅迫や[超法規的殺害](#)という形で暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価する。小区行政官は社会的差別と暴力を受ける高度のリスクに直面している。

NGO、市民社会及び人権擁護者

3.91 ミャンマーにおける市民社会組織（CSO：civil society organization）及び NGO の活動環境は極めて困難である。CSO は、2014 年 [協会登録法](#)（*Association Registration Law*）に代わる 2022 年 [組織登録法](#)によって規制されている。新法は報告・遵守要件を強化し、全ての NGO に政府登録を義務付け、未登録には罰金・懲役刑を科す。更に NGO の活動地域を制限し、INGO には役員の 40%をミャンマー国民とする執行委員会設置を義務付け、全ての NGO に対し[宗教](#)・[政治](#)・[経済](#)関連活動の禁止を定めている。

3.92 ミャンマーで活動する CSO 及び INGO は、これらの制限に対処するため様々な戦略を採用している。2021 年のクーデター後、NGO は抗議運動に同調し、デモに参加し、CDM を支援した団体もあれば、政権の監視を逃れて活動しようと試みた団体や、活動を停止し、あるいは国外に離脱した団体もあった。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、法的措置のリスクがあるにもかかわらず、軍事政権との関わりを避けるため政府への登録を望まない NGO もあると述べた。

3.93 2021 年のクーデター後、当局は多数の NGO 事務所を家宅搜索し、コンピューター、文書、財務記録を押収し、場合によっては職員を逮捕した。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、軍事政権が NGO を厳重に監視し続け、頻繁に地方当局へ報告を義務付け、資金源や財務状況の詳細提出を求めていると述べた。家宅搜索は減少傾向にあるとされるが、依然発生している。2023 年末にはカチン州で著名な現地 NGO が搜索を受け、当局は文書を押収し

職員の活動について尋問した。2025 年の公表時点では、人権・平和構築・[女性の権利](#)など政権が機微とみなす分野で活動する NGO は特に監視対象となりやすい。

3.94 2021 年のクーデター以降、人権擁護者は政権による嫌がらせ、[恣意的な拘禁](#)、[超法規的殺害](#)の対象となってきた。2021 年 3 月、市民団体ウィメン・フォー・ジャスティス (Women for Justice) のア・クー (Ah Khu) 代表がサガインでの抗議活動中に政権軍に射殺された。同年 4 月には、同団体の共同創設者でビルマ女性連盟 (Women's League of Burma) の主要メンバーであるティン・ティン・アウン (Thin Thin Aung) がヤンゴンで逮捕された。2022 年 1 月、チン州北西部でチン人権組織 (Chin Human Rights Organisation) のメンバーであるプー・トゥイ・ディム (Pu Tui Dim) が、他の 9 人と共に正体不明の襲撃者によって殺害された。2022 年 7 月、軍事政権は反クーデター活動に関与した 4 人の男性を処刑した。これには著名な民主化活動家 2 人も含まれていた ([「死刑」](#)も参照)。

3.95 国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、政権にとって「機微」とされる分野以外で活動する人道支援・開発サービス提供者は「政権の標的となる可能性が低い」と述べた。しかしながら、一部の人道支援従事者は治安部隊により殺害されている。2021 年 12 月には、セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) の現地職員 2 人がカヤー州で車から引きずり出され殺害された。これはミャンマー軍兵士による 35 人の民間人虐殺の一環であった。2025 年の公表時点で、DFAT はこれ以降の人道支援従事者殺害事例を把握していない。

3.96 DFAT は、現地の CSO、NGO、INGO の職員、人権擁護者及び市民社会関係者が、[恣意的な拘禁](#)、嫌がらせ、[超法規的殺害](#)を含む公的差別や暴力を受ける中度のリスクに直面していると評価する。人権、平和構築、[女性の権利](#)など、政権が機微とみなす問題や地域で活動する者ほど、これらのリスクは高まる。政権を批判する市民社会関係者は、他の[政治的対勢力](#)と同様のリスクに直面する。

ジャーナリスト及びメディア

3.97 2008 年憲法第 8 章第 354 条(a)では、ミャンマー国民は「連邦の安全、法と秩序の維持、共同体の平和と平穏、公の秩序と道徳のために制定された法律に反しない限り、自らの

信念と意見を自由に表明し公表する権利」を有すると規定されている。実際には、2021 年のクーデター以前よりミャンマーの報道の自由は制限されており、その後数年間で著しく悪化している。

3.98 ミャンマーは 2024 年 *世界報道自由度ランキング* (*World Press Freedom Index*) で 180 か国中 171 位となり、クーデター前の 2021 年 (140 位) から 31 位下落した。同ランキングを発表する国境なき記者団 (Reporters Without Borders) によれば、軍事政権は 2022 年 2 月以降、150 人以上のメディア関係者を投獄し、7 人のジャーナリストを即決処刑した。国内情報筋は DFAT に対し、2022 年に軍事攻撃から逃れるため避難していた IDP キャンプへの砲撃の際に、ジャーナリスト 1 人が死亡したと述べた。

3.99 2021 年のクーデター後、政権はメディア機関を閉鎖し、編集室を襲撃し、ジャーナリストを逮捕した。2021 年 3 月 8 日、情報省 (Ministry of Information) はミャンマー・ナウ (*Myanmar Now*)、ビルマ民主主義の声 (*Democratic Voice of Burma*)、Mizzima、Khit Thit Media を含む地元メディアの免許を取り消した。また、地方地域のラジオ放送局やその他のメディア機関の免許も取り消した。2021 年の反クーデター抗議活動取材したジャーナリストは兵士や警察に殴打・逮捕され、拘束中に拷問を受け長期的な身体的・精神的トラウマを負ったという信ぴょう性のある報告がある。その結果、数百人のジャーナリストが国外へ逃亡した。ミャンマー・ナウ、イラワジ (*The Irrawaddy*)、Mizzima などのメディアは現在、海外から運営されており、多くの場合、自らの安全を危険にさらしながらミャンマー国内で活動する情報提供者の支援を受けている。こうした海外拠点の「亡命ジャーナリスト」は、反体制メディアの収入源がほぼ枯渇しているため、活動継続のため寄付や家族の支援に頼ることが多い。タイで適切な就労権を持たずに活動する亡命ジャーナリストは、不法移民として逮捕・国外退去の危険にさらされている。

3.100 国内情報筋によれば、政権はジャーナリスト、ブロガー、一般市民のオンライン活動を積極的に監視し、反体制的なコメント、投稿、「いいね」がないか監視している。インターネット上で政権を批判したソーシャル・メディア利用者は、刑法第 505A 条や 2014 年反テロリズム法などの法律に基づき逮捕・起訴されている。他の政治的表現と同様に、オン

ライン上の表現が当局の疑念の対象となる基準は極めて低く、わずかな異議表明でさえも重い罰則が科されている。例えば 2023 年 4 月、サガインでの空爆で死者が出たことに抗議してフェイスブックのプロフィールを黒く変更した人々（有名人やジャーナリストを含む）が逮捕された。

3.101 情報筋は DFAT に対し、ジャーナリストは（親政権派・反政権派双方の）監視を避けるため自主規制を行う一方、特定の集団を支持する記事を掲載するよう圧力を受けている。国内で親軍派メディアに勤務するジャーナリストは、自主規制を行い治安部隊や軍事政権を批判しなければ、機密事項でない内容についてはおおむね報道できる。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、独立系ジャーナリストが抵抗勢力に関する好意的な報道を掲載するよう圧力を受ける場合があること、あるいは抵抗活動に関する機密情報を暴露したとされる記事を掲載したことで批判される事例があると述べた。DFAT は、EAO が自らの活動に関する望ましい報道を強制するために暴力を行使している事例を把握していない。

3.102 政権は 2025 年 1 月、新たなサイバーセキュリティ法を公布した。同法は、政権による表現の自由の制限を正当化する法的枠組みを提供するものとして市民社会から批判されている。同法は、コンピューター・プログラム、ソフトウェア又は電子情報を「不適切な方法」で使用すること、及び「不適切な情報」の電子的流通を犯罪と定めている。

3.103 DFAT は、ミャンマーの独立系ジャーナリストが検閲や嫌がらせという形で公的差別を受ける高度のリスクに直面していると評価する。政権が機微とみなす問題、特に治安部隊への批判を報道するジャーナリストは、[恣意的な拘禁](#)を受ける高度のリスクと、暴力を受ける中度のリスクに直面している。軍事政権を批判したり野党支持を表明したりするインターネット上の投稿、コメント、「いいね」を行った者は、嫌がらせや恣意的な逮捕という形で公的差別を受ける中度のリスクと、暴力を受ける中度のリスクに直面している。当局はソーシャル・メディアを厳重に監視しており、些細なオンライン批判でさえ投稿者に法的トラブルや嫌がらせをもたらす可能性が高い。

関心対象となる集団

女性

3.104 2008 年憲法第 348 条は、性別に基づく国家によるミャンマー市民への差別を禁止している。第 349 条から第 351 条は、男性と同等の仕事に従事する女性に対する同一賃金・同一労働条件及び母親と妊婦の平等な権利を規定している。第 352 条は公務員における性差別を禁じているが、「本条は男性のみに適した職位への男性の任命を妨げるものではない」とも規定している。実際には、ミャンマーにおける女性への法的保護は他にほとんど存在せず、存在するものについても実効性がない。

3.105 夫婦間のレイプを禁じる法律は存在せず、2012 年から策定中の GBV 対策法案は、2021 年のクーデター後に停滞し、その後進展していない。同意年齢は 14 歳である。1861 年刑法第 375 条(4)によれば、14 歳未満の少女と性交した男性はレイプ罪に問われる。2019 年子どもの権利法 (*Child Rights Law*) で違法とされているにもかかわらず、ミャンマーでは児童婚が依然として行われている（「[児童](#)」を参照）。

3.106 国内の一部地域では、慣習法が性的暴行、離婚、相続などの問題において女性を差別している（「[司法制度](#)」を参照）。1948 年チン特別区法 (*Chin Special Division Act*) の下では、離婚した女性は日常的に子供の親権を認められず、婚姻中に共有した財産へのアクセスも拒否される。チン州におけるレイプ事件は慣習法で処理されることが多く、加害者はわずか 7.50 豪ドルの罰金を支払い謝罪するだけで処罰を免れている。カチン州やラカイン州でも同様の法律と慣習が存在する。DFAT は、ラカイン州で未成年少女をレイプした男性が、被害者と結婚することで起訴を免れた事例を把握している。

ジェンダーに基づく暴力 (GBV)

3.107 2015 年～2016 年のミャンマー人口保健調査 (*Myanmar Demographic and Health Survey*) によれば、ミャンマーでは 49 歳未満の女性の 5 人に 1 人が生涯に近親者間暴力を経験している。ミャンマーにおける GBV に関するデータは乏しく、実際の発生率はこれより高い可能性が高い。事例証拠によれば、移動制限、女性の経済的機会の減少、男性の失業率上昇、

治安部隊による治安作戦の増加などを背景に、COVID-19 のパンデミック期間中及び 2021 年のクーデター以降、GBV の発生率が増加したことが示唆されている。

3.108 GBV の被害者が正義を得る上での障壁には、関連法の欠如、当局の無関心と能力不足、被害者にスティグマを与え、無力感を覚えさせるような文化的態度が含まれる。2021 年のクーデター以前から、女性はスティグマと国家保護システムへの不信から、GBV やレイプを報告することは一般的ではなかった。2015 年～2016 年のミャンマー人口保健調査によれば、身体的又は性的暴力を経験した 15 歳から 19 歳の少女の 90%以上が支援を求めなかった。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、2021 年のクーデター以降、被害者は「決して」[警察](#)に GBV を通報することではなく、仮に通報しても警察は何もしないと述べた。

3.109 2021 年のクーデター以降、シェルター、医療、法的支援などの GBV 支援サービスの利用可能性は著しく悪化した。この分野で活動していた多くの [NGO](#) が国外へ避難するか地下活動に移行し、資金提供も停止されたためである。ビルマ女性連盟などの組織はミャンマーの一部地域で移動式シェルターを運営し続けているが、収容人数は限られており、政権による検査のため女性はシェルター間を頻繁に移動せざるを得ない状況である。2021 年のクーデター以前、社会福祉局（Department of Social Welfare）は GBV 支援サービスを提供していたが、国内情報筋によれば、同局が軍事政権と関連しているため、女性はもはやサービスを利用しなくなったという。KNU やカレンニー独立機構（KIO : Karenni Independence Organisation）を含む一部の [EAO](#) は、GBV を含む女性向け支援サービスを提供しているが、これらは彼らの支配地域全域で利用可能なわけではない。

3.110 ミャンマー軍は長年、GBV や戦争兵器としてのレイプ使用で非難されてきた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2017 年、ラカイン州で政権軍兵士による [ロヒンギャ](#) への「数十件、時には数百件」のレイプを報告しており、実際の件数は更に多いと推測される。2021 年にはミャンマーが国連事務総長から「武力紛争下におけるレイプなどの性的暴力のパターンに関与している、又は責任を負っていると信ぴょう性のある疑いがある」国として指定された。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、政権軍が紛争地域で依然として処罰を受けな

いままレイプを続けていると述べた。詳細は乏しいが、ある NGO は 2022 年 1 月から 2023 年 4 月にかけて、サガイン管区で政権軍によるレイプ被害報告を 20 件記録している。

3.111 [EAO](#) や [PDF](#) を含む抵抗勢力は、[協力者や情報提供者](#) とされる者、女性新兵に対する性的暴行の疑いで、非難されている。2022 年 8 月、地元メディアは、軍事襲撃後に放棄された村で発見された 15 歳～20 歳の女性・少女 4 人が、NUG 系民兵組織の構成員にレイプを受け殺害されたと報じた。地元メディア報道によれば、加害者は NUG によって一時拘束された後、釈放された。NUG は PDF 向けの行動規範を発表し、性的暴力やその他の人権侵害を禁止しているが、国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、この禁止事項が時に無視されていると述べた。

3.112 2021 年のクーデター以降、政権に反対したとして治安部隊に拘束された女性が、性的脅迫やセクハラを受け、場合によっては性的暴行、レイプ、[拷問](#)に遭ったという報告が広範に存在する。現地情報筋は DFAT に対し、特にレイプは社会的スティグマや被害者が「再トラウマを避けたい」という理由で報告しないことが多いと述べた。同情報筋はまた、女性政治犯が軍の尋問施設に拘禁中や移送中に性的暴行を受けやすいと指摘した。拘禁中に性的暴力を経験した女性は、長期的な身体的・精神的トラウマを抱えることが多い。

3.113 DFAT は、ミャンマーの女性が性別に基づく社会的差別を受ける中度のリスク及び公的差別を受ける中度のリスクに直面していると評価する。これは、GBV に対する国家及び社会的な保護が不十分であることに起因する。女性政治犯は、性的嫌がらせを受ける高度のリスク及び性的暴力・レイプを受ける中度のリスクに直面している。紛争地域の女性は、治安部隊や武装集団と接触する際に性的暴力を受ける中度のリスクに直面している。ミャンマー全土の女性は、特に家庭内暴力を含む GBV を受ける中度のリスクに直面している。

性的指向とジェンダーアイデンティティ

法的枠組み

3.114 1861 年刑法第 377 条は、男性間の性行為を「自然の秩序に反する肉体的交わり」として禁じており、最長 10 年の懲役刑を規定している。LGBTQIA+権利団体である ILGA アジア (ILGA Asia) の 2020 年報告書によれば、マンダレーでは 1861 年刑法第 377 条に基づき 17 件以上の逮捕が記録され、ヤンゴンを含むその他の地域では不特定の期間に最大 50 件の逮捕があった。トランスジェンダーの人々も、1945 年警察法 (*Police Act*) 第 35 条(c)及び (d)に基づき起訴される可能性がある。これらの規定は、「顔を覆うなどして変装した者」又は「住居の敷地内に (中略) 身元を満足に説明できない状態にいる者」を、異性として「変装」したとして犯罪とする。2025 年の公表時点では起訴件数の正確な数は不明だが、これらの法律は執行されている。

3.115 2021 年のクーデター以降、ミャンマー当局は反 LGBTQIA+法の施行を含む他のあらゆる活動よりも、政治犯罪の起訴を優先している。しかしながら、国内情報筋は DFAT に対し、2023 年時点で、LGBTQIA+の人々全般、特にトランスジェンダー女性や「女性的なゲイ男性」は、当局による嫌がらせ、恐喝、性的暴力に直面し続けている。特にマグウェやサガインなどの紛争地域における検問所通過時にその傾向が強い。

社会や家族の態度

3.116 現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマーにおける LGBTQIA+の人々に対する態度は、特に若年層を中心に寛容になりつつあると述べた。しかしながら、ミャンマー社会は依然として全体的に保守的であり、LGBTQIA+のアイデンティティを公然と表明する余地はほとんどない。NGO のアンド・プラウド (&PROUD) とカラーズ・レインボー (Colours Rainbow) による 2020 年の調査では、大多数の人が LGBTQIA+の人々に平等が与えられるべきだと同意し、LGBTQIA+の行為の非犯罪化を支持した一方で、回答者の半数以上が、LGBTQIA+である子供、兄弟姉妹、政治家を受け入れられないと答えた。同じ調査で回答者は、ゲイの男性やレズビアン女性よりも、トランスジェンダーの男性や女性を受け入れる可能性が高いと述べた。国内情報筋によれば、トランスジェンダー女性は目立ちやすいことから、ミャンマーで最も脆弱な集団の 1 つである。

3.117 国内情報筋は 2022 年、DFAT に対し、ミャンマー^一は同性愛を「外国の腐敗 (foreign corruption)」の証拠とみなす同性愛嫌悪の組織であると述べた。2019 年には著名な仏教僧が、

同性愛嫌悪的ないじめを受けて自殺したゲイの図書館員を嘲笑し、信者に対し「(LGBTQIA+の人々を) 殴り殺す」よう呼びかけた。同じく 2019 年、別の仏教僧は同性婚を合法化した外国政府を批判し、「役立たずの人間」の人権をなぜ推進するのかと問いただした。国内情報筋によれば、野党は表向き LGBTQIA+の人々をより包括的に受け入れており、2021 年 5 月には NUG が、ゲイを公言している LGBTQIA+の擁護者である Aung Myo Min を、亡命政府の人権大臣 (Minister for Human Rights) に任命した。しかしながら、国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、LGBTQIA+の人々は反クーデター抗議運動や武装反政府勢力内部で「いじめ」を受けていたと述べた。

3.118 家族にカミングアウトした LGBTQIA+の人々は、拒絶や家庭内暴力に直面することが多い。学校や大学では LGBTQIA+の人々へのいじめが横行しており、その結果多くの LGBTQIA+の人々が教育を中退している。アンド・プラウドによる 2021 年の調査によれば、ミャンマーの LGBTQIA+の人々の 42%が自傷行為を経験し、29%が自殺を試みたことがある。国内情報筋によれば、LGBTQIA+の人々は美容業界や占いなどのステレオタイプの職業以外では、雇用において差別を受けることが多い。国内情報筋は 2022 年、DFAT に対し、ミャンマーの LGBTQIA+の人々は医療を受ける際にも差別を受けることがあると述べた。

3.119 現地情報筋によれば、ミャンマーにおける LGBTQIA+の人々の経験は、社会経済的地位や都市部・農村部の差にかかわらず類似している傾向にある。ただし、裕福な LGBTQIA+の人々は虐待的な家庭環境から離れる可能性が高く、都市居住者は農村部の村々では不可能な程度の匿名性を享受できるとも述べている。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマーの多くの LGBTQIA+の人々が差別や嫌がらせを避けるため、自らのアイデンティティや関係を秘密にしていることを述べた。

LGBTQIA+である政治的反対派の扱い

3.120 LGBTQIA+活動家は 2021 年の反クーデター抗議活動で顕著な役割を果たしたが、その後の弾圧で拘禁や暴力の標的となった。NUG による 2021 年 6 月時点の状況報告によれば、政権による抗議活動鎮圧作戦中に LGBTQIA+の人々 12 人が殺害され、73 人が逮捕された。市民社会の他の構成員と同様に、LGBTQIA+活動家も 2021 年のクーデター以降、政権

に反対したことで継続的な法的措置と暴力に直面している。例えば 2023 年 6 月、マンダレーの LGBTQ 連合会長である Justin Min Hein は、2023 年反テロリズム法 (*Anti-Terrorism Act*) 違反で懲役 10 年の判決を受けた。

3.121 国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、LGBTQIA+の人々全般、特にトランスジェンダー女性や「女性的な」男性が、[拘禁](#)中に[拷問](#)や非人道的な扱い、性的暴力やセクハラを含む深刻かつ過度な虐待に直面していると述べた。2021 年、トランスジェンダーの女性デモ参加者は、取調官に 12 時間拘束され、瓶でレイプされる、乳首をタバコで焼かれるなどの性的暴力を受けたと報告した。近隣諸国に逃れた LGBTQIA+の人々は、性的指向やジェンダーアイデンティティ、不法移民という二重の立場から、搾取や性的虐待の危険にさらされ続けている ([DFAT による国別情報報告書・タイ](#)を参照)。

3.122 DFAT は、ミャンマーの LGBTQIA+の人々が、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に、警察による逮捕や恐喝という形で公的差別を受ける中度のリスクに直面していると評価する。LGBTQIA+の人々は、雇用、[医療](#)、家庭生活において社会的差別を受ける中度のリスクに直面している。LGBTQIA+の人々は、仲間や家族からの暴力を受ける中度のリスクに直面している。政治的反対運動に関わる LGBTQIA+の人々は、性的指向及び／又はジェンダーアイデンティティに加え、[政治的意見](#)に基づく暴力や公的差別を受ける高度のリスクに直面している。

障害者

3.123 2015 年障害者権利法 (*Rights of the Persons with Disabilities Law*) は、障害者が「他の者と同等の立場で市民の人権及び基本的自由を享受する」と規定している。同法は障害者に[教育](#)・住宅・リハビリへのアクセスを保障し、[雇用](#)枠を定め、権利侵害者への罰金・懲役刑を規定している。しかし実際には、ミャンマーの障害者は数多くの課題に直面しており、2021 年のクーデター以降、状況は悪化している。

3.124 2024 年の国連による推計によれば、ミャンマーの人口の約 12%にあたる約 600 万人が障害者である。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、特に空爆、地雷、武力紛争によって新たに障害を負った人々の数が増加していると述べた。

3.125 現地情報筋は DFAT に対し、2021 年のクーデター以降、家族が安全を懸念していることも一因となって、障害者支援サービスへのアクセスや日常生活への参加が大幅に制限されていると述べた。知的障害者は、SAC の命令に従わなかったとして逮捕されている。肢体欠損など生涯にわたる外見上の障害を持つ人々は、検問所で、最近の反体制派との戦闘で肢体を失ったのではないかと疑う当局者から嫌がらせを受けることがある。

3.126 現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、公式の障害者政策が存在する場合、それは自立支援よりも慈善活動を重視する傾向があると述べた。NUG の政策も同様である。雇用差別は一般的であり、障害者支援を目的とする NGO でさえ、彼らを雇用することはまれである。[経済状況](#)の悪化も障害者の就労機会に影響を与えている。彼らは減少する雇用機会をめぐり、より健常な人々との競争を強いられている。

3.127 SAC 支配地域及び一部の [EAO](#) 支配地域では、障害者に対する支援は限られている。マンダレーとヤンゴンでは、NGO が運営する聴覚障害者向け学校が少数存在する。現地情報筋によると、リハビリ・サービス、障害者用補助具、義肢装具は全国的に不足している。また同情報筋によると、SAC がごく少数の障害者に対し 3 万ミャンマー・チャット（22 豪ドル）を不定期に支給しているものの、軍事政権との関連から多くの障害者がこの給付の登録を恐れている。また、NUG や一部の [EAO](#) も、支配地域内の少数の障害者に対し、3 万ミャンマー・チャット～5 万ミャンマー・チャット（22 豪ドル～36 豪ドル）の同様の不定期給付を行っているという。

3.128 現地情報筋によれば、障害者に対する社会の態度は複雑だ。例えば、地域社会は一般的に聴覚障害者に対しては同情的だが、自閉症スペクトラム障害 (ASD) など、ミャンマーでは理解が進んでいない障害に対しては寛容ではない。一部の人々は障害に超自然的な意

味を見だし、前世での悪行や霊の憑依が原因だと非難することもある。国内情報筋によれば、シャン州の一部コミュニティでは口唇裂で生まれた子供に対する迷信が存在する。

3.129 家族は、スティグマから、あるいは紛争や虐待者から身を守るためと認識される理由で、障害のある子供を隠すことがある。シャン州では、やはり自己保護のためと認識される理由で、障害者を足枷で拘束する事例が散見される。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、障害者の性的搾取・虐待が横行しており、主に聴覚障害者や知的障害者、特に若い少女が被害に遭うと述べた。

3.130 DFAT は、インクルーシブ[教育](#)や雇用機会の欠如、国家による不十分な支援・保護など、障害者が社会への完全な参加において重大な障壁に直面していると評価している。障害者は一般的に、社会的差別を受ける低度のリスク及び検問所での嫌がらせなど公的差別を受ける中度のリスクに直面している。ただし、ASD など理解されにくい状態の者は、社会的差別を受ける中度のリスクに直面している。DFAT は、聴覚障害者及び知的障害者が性的搾取・虐待を受ける中度のリスクに直面していると評価する。特に少女が危険にさらされている（「[女性](#)」、「[児童及び若者](#)」も参照）。

児童及び若者

3.131 2019 年子どもの権利法は、18 歳未満の者を全て「児童」と定義している。同法は、身体的・性的暴力、[武力紛争](#)への徴用、ネグレクト、搾取、[拉致](#)、[恣意的な拘禁](#)などから児童を保護する国家及び非国家主体の義務を定めている。2019 年子どもの権利法は実際には機能しておらず、2021 年のクーデター以降、[軍事政権](#)及び様々な[非国家主体](#)による児童に対する深刻な人権侵害及び虐待が広く報告されている。

3.132 2021 年 2 月以降、子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表事務所 (UN Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict) は、子供の徴兵・徴用 280 件、殺害・身体損傷 170 件及び少数の児童拉致・性的暴力事件を記録している。ミャンマー軍が児童を人間の盾や地雷探知機として利用したこと、また [EAO](#) による子供の徴兵・徴用について、十分に立証された報告がある。2023 年にはラカイン州で軍に

よる未成年者の徴兵が報告された。DFAT は本報告書の公表時点でこれらの報告を検証できなかったが、信ぴょう性が高いと判断している。また、政権関係者や支持者に対する PDF の攻撃により、子供が殺害されたり負傷したりする事例も発生している（「[政治的意見](#)」も参照）。

3.133 2021 年の[反クーデター抗議活動](#)には、傍観者としてだけでなく積極的な参加者としても、多くの子供や若者が関与した。2022 年 6 月、ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者は、2021 年のクーデター以降、1,400 人の子供が[恣意的に拘禁された](#)と述べた。現地情報筋は 2022 年、DFAT に対し、多くの子供がヤンゴンの成人刑務所である Insein 刑務所に収容されていると述べた。同刑務所の少年収容能力は限られており、場合によっては子供が成人と混在して収容されていた。2021 年のクーデター後、親族を当局への自首に追い込むため子供が人質として拘束される事例が広く報告されたが、現地情報筋は DFAT に対し、2023 年末までにこの慣行は減少傾向にあると述べた。

3.134 現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、[抗議運動](#)や武装抵抗に多数の若者が関与したため、政権の監視と弾圧の特定対象となっていたと述べた。現地情報筋は、[PDF](#) の攻撃後に当局が若者を無差別に拘束した事例を挙げた。また、親政府派のソーシャル・メディア利用者がインターネット上で若者に向け「GZ（Z 世代）テロリスト」や「タリバン GZ」といったヘイトスピーチを向ける事例も確認されている。ミャンマーで政治犯罪により[拘禁](#)された若者は、[拷問](#)や性的暴力の危険にさらされている（「[政治的意見](#)」も参照）。

3.135 2019 年子どもの権利法では、結婚の最低年齢は 18 歳と定められている。しかしながら、ミャンマーでは、特に農村部において児童婚が発生している。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、COVID-19 のパンデミックと 2021 年のクーデター以降、特にチン州、カイン州、カヤー州、シャン州、ラカイン州など紛争影響地域において、仕事や[教育](#)の機会を失った若者の安全を確保しようとする家族が増えたことで、児童婚がより一般的になったと述べた。児童婚は男女双方に影響を与えるが、教育や経済的自立への悪影響は女子の方がより強く受ける傾向がある（「[女性](#)」も参照）。人身取引、児童労働、児童の性的搾取も問題であり、特に国境地域で顕著である（「[人身取引](#)」も参照）。

3.136 DFAT は、10 代を含む若年層が、実際の関与の有無にかかわらず、年齢と抵抗運動への関与が疑われることを理由に、嫌がらせや恣意的な拘禁といった公的差別を受ける中度のリスク及びインターネット上のヘイトスピーチなどの社会的差別を受ける低度のリスクに直面していると評価する。政権反対派の子供は、人質として拘束されるなど、公的嫌がらせや恣意的な拘禁を受ける中度のリスクに直面している。ただし、これは一般的に年齢のみに基づくものではなく、親の政治的帰属が根拠となっている（「政治的意見」も参照）。

4 補完的な保護の申立て

恣意的な生命の剥奪

超法規的殺害

4.1 ミャンマーでは、[軍](#)、[警察](#)、政府系民兵組織（ピュー・ソー・ティー）をはじめ、国内で活動する[他の武装集団](#)による超法規的殺害が広く報告されている。2021 年のクーデター前は、こうした殺害は紛争地域に集中していたが、クーデター後は全国で報告されている。

4.2 人権団体 Nyan Lynn Thit Analytica が 2024 年 3 月に発表した報告書によれば、政権軍は 2021 年のクーデター以降、200 件以上の「虐殺」（5 人以上が殺害される事件）で 2,000 人以上の非武装民間人を殺害した。さらに、デモ参加者、医療従事者、[CDM](#) 参加者、紛争地域の民間人（特に武装勢力をかくまった者や支援者と疑われた者）に対する政権軍による違法な殺害も広く報告されている。拘禁中の被拘禁者に対する当局による超法規的殺害については、「[拘禁中の死亡](#)」を参照。

4.3 [EAO](#) や [PDF](#) は、政権高官、USDP 党员、軍事政権支持者及びその家族を標的とした暗殺という形で、超法規的殺害を行ってきた。また、政権と協力しているとみなされた協力者及び情報提供者も殺害しており、彼らが政権と協力していたという証拠が限定的か全くない場合でも、殺害が行われたことがある（「[協力者及び情報提供者](#)」を参照）。

強制又は非自発的失踪

4.4 強制失踪は 2021 年のクーデター以前からミャンマーで発生しており、特にラカイン州やその他の紛争影響地域で、主に治安部隊によって行われていたが、[EAO](#) や犯罪組織による事例もあった。2021 年のクーデター以降、強制失踪は大幅に増加し、全国に広がっている。

4.5 2021 年 8 月、AAPP は声明を発表し、政治犯の 82%にあたる約 5,000 人がミャンマー国内の不明な場所に拘束されていると報告した。この数はその後更に増加している可能性

が高い。カレン人権グループが 2023 年 11 月に発表した報告書によれば、2021 年のクーデター以降、ミャンマー南東部で 150 件以上の強制失踪が確認されている。被害者の大半は 15 歳から 25 歳の男性である。強制失踪は[警察](#)、[軍](#)、政府系民兵組織、[非国家集団](#)によって行われている。

4.6 家族は、親族が逮捕された際にその事実を伝えられることはまれであり、解放されるか、遺体で発見されるか、裁判に出廷するまで、その行方や生死すら把握できないことが多い。特に若い男性や少年が強制失踪の標的となっているが、あらゆる年齢の男女が危険にさらされている。強制失踪の被害者は[拷問](#)や[超法規的殺害](#)の対象になっている。

拘禁中の死亡

4.7 AAPP による 2024 年 3 月のデータによると、2021 年のクーデター以降、政権の拘束下で「暴力や放置により」死亡した者は約 1,700 人に上る。AAPP は、拘束された多くの人々が逮捕後 24 時間以内に[拷問](#)で死亡し、その他は医療処置の欠如により後に刑務所で死亡したと報告している。

4.8 当局による被拘禁者の意図的な殺害、特に[拘禁](#)施設間の移送中に発生した事例が広く報告されている。当局はこうした殺害について交通事故や脱走未遂が原因であるとすることが多い。2023 年 7 月、AAPP は同年 6 月に拘禁中に殺害又は行方不明になったと報告した 37 人の政治囚の詳細を公表した。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、ミャンマーの刑務所で即決処刑が行われたと述べた。当局はこれについても脱走未遂のせいだと主張したが、目撃者によれば、被害者が一列に並べられ至近距離から射殺されたように見えたという。

死刑

4.9 ミャンマーでは、致死罪、国家に対する犯罪、麻薬密輸、軍事犯罪、テロリズムに対して死刑が法定刑として存在する。殺人、麻薬密輸、麻薬所持の事件では死刑が義務付けられている。2021 年のクーデター以前、死刑判決は比較的まれであり、1976 年から 2022 年にか

けて死刑は執行されなかった。2021 年のクーデター後、死刑判決数は大幅に増加した。AAPP によれば、2021 年 2 月から 2024 年 1 月までに 176 人が死刑判決を受けた。

4.10 2022 年 7 月、軍事政権は 40 年以上ぶりにミャンマーで死刑を執行した。処刑されたのは著名な[民主化活動家](#) 2 人と、政権の[密告者](#)とされる人物を殺害した罪で有罪判決を受けた男性 2 人である。この処刑は国際的な非難を招いた。2025 年時点の公表時点で、DFAT はミャンマーにおける追加の処刑事例を把握していない。

4.11 裁判所は、1898 年[刑事訴訟法](#)第 368 条及び[戒厳令 3/2021](#)に基づき死刑判決を下し続けている。同[戒厳令](#)は、死刑対象となる犯罪を含む幅広い罪状について、民間人を軍事法廷で裁くことを認めている。地方裁判所から死刑判決を受けた者は上級裁判所に上訴できるが、軍事法廷で判決を受けた者に上訴権はない。2023 年 5 月と 2024 年 4 月、MNDAA は支配地域で公開処刑を実施した。処刑された男性（計 7 人）は、誘拐と殺人を告発された MNDAA 兵士と地元住民が混在していた。

拷問

4.12 ミャンマー治安部隊による身体的・精神的拷問の広範な報告がある。これには殴打、苦痛を伴う体勢での拘束、火傷、身体の損傷、電気ショック、見せしめの処刑、レイプその他の形態の性的暴力、睡眠剥奪、食料・水・医薬品の拒否が含まれる。その他の虐待として、脅迫や暴言、全裸にされること、便器から飲まされることなどが報告されている。

4.13 2021 年のクーデター以前、拷問は[民族紛争の影響を受けた地域](#)でより一般的であった。ミャンマーの人権状況に関する特別報告者は 2021 年 3 月、ラカイン州とチン州における「[恣意的な拘禁](#)の圧倒的多数」の事例で拷問と虐待が記録されていると報告した。2021 年のクーデター以降、ミャンマー全土で拷問が報告されている。特に政治犯や、[PDF 及び EAO](#)の構成員と疑われる者に対する事例が目立つ。拷問は拘禁施設、特に軍の尋問センターで頻繁に行われるが、[刑務所](#)、警察署、軍事基地でも発生している。[強制失踪](#)した人々の遺体には、しばしば拷問の痕跡が認められる。

4.14 ミャンマーは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（*Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*）の加盟国ではなく、拷問は別個の罪や特別な犯罪としての犯罪とはみなされない。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、拷問は治安部隊のほとんど全面的な不処罰の文化によって助長されていると述べた。DFAT は [PDF 又は EAO](#) によって実行された拷問の事例を認識していないが、性的暴力、[超法規的殺害](#)など、これらのグループによる他の虐待の報告がある。政府が支援する民兵組織（ピュー・ソー・ティー）も拷問を行うことで知られている。

恣意的な逮捕及び拘禁

4.15 AAPP によると、2021 年のクーデター以来 2 万 7,000 人を超える人々が、多くの場合 1861 年刑法第 505A 条及び 2014 年反テロリズム法に基づき、政治犯罪で逮捕されるか、起訴されるか、又は刑を宣告されている（「[政治的意見](#)」も参照）。2 万人以上が現在も拘禁されている。多くは起訴される前に、何週間又は何か月も拘束される。ほとんどの被拘禁者には法定代理人に依頼する余裕がなく、[無料](#)で依頼人の弁護を引き受ける弁護士もいるものの、需要を満たすのに十分なほど弁護士がいらない。国内情報筋は 2024 年、DFAT に対し、当局は、弁護士が依頼人を弁護するための能力に干渉し、ほとんどの被告人は裁判当日まで彼らの弁護士と面会できなかったと述べた。

4.16 特に軍事尋問センターでの政治犯の[拷問と虐待](#)に関する広範な報告がある。治安部隊は関心対象の人物の居場所を突き止めることができなければ、その人物を強制的に従わせるために、しばしば高齢の両親を含む家族を代わりに拘禁する。2024 年 1 月、ミャンマー政権は 9,000 人以上の囚人に恩赦を与え[刑務所](#)から釈放すると発表した。当時、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、恩赦と釈放の対象となる者の大半が政治犯ではなく、一般犯罪者と外国人囚人であると報告した。

5 その他の検討事項

国家の保護

軍

5.1 ミャンマー軍は、陸軍、海軍及び空軍の 3 つの部門から成り、独立以来の支配的な国家機関である。軍は 1962 年以來いくつかのクーデターを引き起こしていて、その間の多くで国を支配している。2024 年のグローバル・ファイヤーパワー指数 (Global Firepower Index) によると、ミャンマーは東南アジアに 5 番目に大きな軍隊を保有しており、推定 15 万人の現役軍人がいるが、ミャンマー軍の推定規模は近年大幅に縮小している。これは過去の誇張が修正されたことが一因だが、記録的な低水準の募集に加え、疾病、[脱走](#)、戦死、降伏、辞職及び退役も要因となっている。

5.2 国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、民間人に対するその抑制のない暴力の使用によって明らかのように、軍は制度上のレベルでプロフェッショナリズムを欠いていると語った。2021 年クーデターの前、そしてそれ以来、政権の兵士は[超法規的殺害](#)、[拷問](#)、レイプと他の形式の性的暴行、放火、無差別な砲撃と航空機による攻撃、及び民間住居地域での地雷敷設などの人権侵害で告発されている。人権侵害は組織的である。2023 年のセキュリティ・フォース・モニター (Security Force Monitor) の調査によれば、ミャンマー軍上級指揮官の 60%以上が、配下部隊による重大な人権侵害を容認していた。現地情報筋は 2023 年、DFAT に対し、反政府勢力支配地域で掃討作戦を担当する軽歩兵混成部隊であるいわゆる「オグレ縦隊 (Ogre Columns)」が、特に人権侵害と無差別殺害で悪名高いと述べた。

5.3 ミャンマー軍は 2021 年のクーデター以降、その行動によって国民の目に映る士気と威信を大きく低下させた。その結果、将校や兵士の募集目標を達成するのに苦労している。国防大学への志願者は、クーデター前の年間 2,500 人から 2023 年には約 400 人に減少した。国内外のメディア報道によれば、2023 年末から 2024 年初頭にかけて[反体制勢力](#)との戦闘後、数千人の政権軍兵士が降伏した。更に数千人が[脱走又は離反](#)している。2022 年、ミャンマー軍は脱走罪の最高刑を 2 年から 5 年に引き上げた。2024 年 2 月、軍は徴兵制の実施を開始すると発表し、2025 年現在も実施中である。強制的な徴兵の報告があり、国内の一

部地域では[未成年者の徴兵](#)が行われているとの未確認情報もある（「[徴兵制と強制徴兵](#)」も参照）。

5.4 軍人は一般に人権侵害の不処罰を享受している。人権侵害についての数件の有罪判決が近年軍事裁判所で出されたものの、これらは下級士官が関与するものであり、結果として短期刑が生じていた。2018 年 4 月、7 人の兵士が 2017 年のラカイン州での Inn Din 村虐殺における彼らの関与のために 10 年の懲役を宣告された。彼らはその後 1 年足らずで釈放された。2021 年 2 月のクーデター以来行われてきた人権侵害について、政権によって公式に責任を問われている軍人は 1 人もいない。

警察

5.5 ミャンマー警察（Myanmar Police Force）は[軍](#)とともに紛争地域で活動することがあるものの、紛争地域外と中央当局の管理下にある地域内で法の執行に責任を負う。ミャンマー警察は内務省所管であり、それは約 10 万の人員（「士官」と最前線の「徴募された」階級の軍隊式に分割される）を有する。州と自治管区は独自の警察をもっており、様々な部門が公安部、鉄道警察などの専門的機能を実行する。報告によると、ミャンマー警察で女性が占める割合はわずか 5%にとどまり、そのため [GBV](#) への対応能力が損なわれている。

5.6 「士官」はより高次の教育を受けており、伝えられるところでは、地域の水準では有能である一方、ミャンマーでは、階級の低い警察官は一般的に訓練・装備共に不十分である。記録保管その他の制度は、特に地方部と農村部で時代遅れであり、不十分である。犯罪者の全国的なデータベースはなく、国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、逮捕を免れるために犯罪者が管轄区域間を移動することは比較的容易であろうと述べた。

5.7 ミャンマー[軍](#)と同様に、ミャンマー警察の社会的評価と士気はクーデターによって深刻な打撃を受けた。ミャンマー警察は殴打、[超法規的殺害](#)、[拷問](#)、性的虐待及び[恣意的な拘禁](#)などの広範囲に及ぶ人権侵害で告発されている。採用数は急減し、報道によると、数千人

の警察官が脱走した。ミャンマー警察は 2023 年、人員の流出を食い止めるため、警察官の定年を引き上げた。

5.8 2021 年のクーデター以来、ミャンマー警察の軍隊化が進んだ。2022 年 3 月、軍事政権はミャンマー国軍の直接的な管理下に警察を置き、「治安と国防に関連する問題に参加すること」を警察に義務付け、2022 年ミャンマー警察法 (*Myanmar Police Law*) を制定した。国内情報筋は DFAT に対し、2021 年のクーデター後、ミャンマー軍の兵士数千人が警察に「転職」し、そして現地警察は、しばしば不本意ながら、最前線の戦闘に送り込まれ続けていると述べた。

司法制度

5.9 ミャンマーの民事裁判所は、連邦最高裁判所、州・管区の高等裁判所、県 (District) 裁判所と自治管区・自治区 (Self-Administered Divisions and Zones) 裁判所、そして郡区 (Township) 裁判所の 4 つのレベルに組織されている。2008 年憲法は軍法会議 (軍事裁判所) を、[軍人](#) が関与する訴訟事件を独立的に裁くと規定する。州と管区のレベルでは、民事案件はしばしば司法ではなく官僚制によって管理される。刑事事件は村の行政長官によって審理されるか、あるいは州裁判所又は連邦裁判所の処理事項とすることができる。レイプ等ある種の犯罪については、慣習的で伝統的な紛争解決制度が国内の一部の地域で機能している。国内情報筋は 2024 年、DFAT に対し、[女性](#) は特にこうした制度の下で不公平な結果を経験する機会が多いと述べた。

5.10 2021 年 3 月 15 日、軍事政権は、戒厳令が適用される国の一部 (2025 年の本報告書の公表時点でヤンゴンとマンダレーの 11 の Township) で犯された様々な罪に関して特別に設立された軍事法廷で民間人を裁くことを可能にするために、*戒厳令 3/2021 (Martial Law Order 3/2021)* を発令した。これらの法廷は軍事法務総監 (military Judge Advocate General) に率いられており、他では適用されないような犯罪に[死刑](#)を科す権限を有する。人々は、死刑を含めて、欠席裁判で当事者に刑を宣告されることがある。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、軍事法廷によって開かれる裁判は即決式であり、被告人は法定代理人を立てる権利又は上訴の権利 (国軍最高司令官 (Commander in Chief of the Armed Forces) への上訴を除く) を全く認められていないと語った。

5.11 ミャンマーの司法制度は高度に政治化されており、裁判官は一般に独立的又は公平ではなく、状況は 2021 年のクーデター以来特に深刻になっている。司法への信頼は非常に低く、大半の犯罪被害者は訴訟を続行しない。汚職は持続的な問題である。トランスペアレンシー・インターナショナルは 2020 年に、ミャンマー人の 27%が法廷と取引して賄賂を贈ったと報告した。2021 年のクーデター後、軍事政権は NLD とつながりのある多くの裁判官を、憲法に反する行為であるにもかかわらず、政権に忠実な裁判官と交代させた。

5.12 NLD のメンバーや反クーデター活動家を弁護する弁護士が恣意的に拘束されている。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、政治事件を引き受ける弁護士は大きな個人的リスクを冒していると述べた。政権当局者や治安部隊が弁護士や裁判官を脅迫しているとの報告がある。法廷で依頼人を弁護しようとする弁護士に対し、兵士が銃を向けたり警告射撃を行ったりした事例もある。国内情報筋によれば、政治犯に最高刑を言い渡さなかったため、少なくとも 1 人の裁判官が職を解かれたという。

5.13 2021 年 5 月、軍事政権は法律扶助法 (*Legal Aid Law*) を改正して、法律扶助にアクセスする貧困者の能力を大幅に低減させ、公判前勾留期間（ほとんどの虐待がこの時に生じる）における法律扶助の権利を取り除き、無国籍者、庇護希望者、外国人、及び出稼ぎ労働者に対する法律扶助を否定した。国内情報筋は 2023 年、DFAT に対し、被拘禁者は多くの場合、法廷に出廷するまで自らがどのような罪に問われているのかを知らずにいると語った。

5.14 2008 年憲法第 374 条は二重の危険からの保護を定めており、「高等裁判所が判決を無効にし、再審を命じる場合を除き、違反について管轄裁判所により有罪を宣告されたか、又は無罪とされたいかなる者も、再審されないものとする」と述べている。同様の規定は、2010 年連邦司法法第 6 条にも認められる。

拘禁と刑務所

5.15 2023 年、米国国務省は、ミャンマーには 50 の既知の刑務所と 50 の既知の労働収容所があると報告した。2021 年 10 月、AP 通信は、2021 年のクーデター以来、軍が公民館などの多くの公共施設を尋問センターに変えたことを報告した。尋問センターは、反クーデター抗議の後に一斉検挙された多数の人々を、長期拘禁施設に転送する前に取り調べるために使用される。いったん勾留されたら、裁判にかけられるまで、あるいは自らの罪状について知るその直前まで、囚人は数週間から数か月にわたって再勾留される。

5.16 公判前被勾留者は多くの場合既決囚と一緒に、そして政治囚は一般の囚人と一緒に収容される。女性は一般に別個の施設に収容されるが、たいていの場合逮捕されると男性によって取調べが行われる。子供は「少年被訓練者」とみなされて別個に収容される可能性があるが、その他の点で、彼らの扱いは大人とほとんど変わらない。虐待や放置による[拘禁中の死亡](#)事例が広く報告されている。

5.17 2020 年以前に、赤十字国際委員会（ICRC : International Committee of the Red Cross）は拘禁施設への訪問を許可されていたが、COVID-19 のパンデミック以来、公衆衛生上の理由から部外者の訪問は一切認められていない。国内情報筋は 2023 年、刑務所と労働収容所の両方の状態を、過酷かつ過密であると説明する。囚人は医薬品と公共医療サービスへのアクセスが不十分であり、国内情報筋によると、囚人は救命治療へのアクセスを拒否されているため、勾留中に死者が出ているとの報告がある。国内外の報道によると、汚職は、刑務所と労働収容所の両方で横行しており、水、衣類その他の必需品を受け取るために、あるいは他の囚人を監督する権限のある地位を与えられるために、囚人が守衛を買収していると報じられている。

国内移住

5.18 憲法 355 条は、「法に従ってミャンマー連邦のいかなる場所にも居を構え、居住する」市民の権利を保護している。しかしながら、ミャンマーの人々は移動の自由に対する様々な制限に直面している。過去に、こうした制限は主に紛争の活発な地域（例：ラカイン州など）に適用されていたが、現在、国内の大部分が様々な種類の移動制限による影響を受けている。2021 年のクーデター後、当局は都市内と主要道路上に保安検問所の数を増やした。2021 年

2 月、軍事政権は国民に、2016 年に既に撤廃された要件である、自宅への全ての宿泊客について報告することを義務付けるため、2012 年小区又は村管理法（Ward or Village Tract Administration Law）を改正した。違反した場合は罰金又は懲役につながる可能性がある。

5.19 ミャンマー国内で移住しようとする人々は、自己都合に応じて様々な障壁に直面する。[少数民族](#)の構成員にはビルマ語を話さない者がおり、そのことはビルマ語使用地域への移住を困難にする可能性がある。十分な資産又は移住先に家族や友人の既存のネットワークを持たない人々にとっても、移住は難題である。未婚[女性](#)は多くの場合、経済的機会の不足や全般的な情勢不安により、移住が特に困難になっていることが判明している。2021 年のクーデター以来、多くの人々は、抗議や CDM への参加などの反政権活動に伴う逮捕を免れるために、EAO の支配する地域に逃れた。これは、民族武装組織とこうした地域のミャンマー軍との衝突の増大を招く要因となっている（「[治安情勢](#)」を参照）。複数の報道によると、2024 年 8 月、シャン州北部などでの紛争によりヤンゴンへ移住した IDP の一部が、住居の確保に苦勞し、当局からの監視強化に直面しているとのことである。

帰還者の取扱い

出入国手続

5.20 ミャンマーには 3 つの国際空港、ヤンゴン、マンダレー及びネピドーがある。COVID-19 のパンデミック以来、国際飛行便はヤンゴンのみになったが、マンダレー及びネピドーの国際便も再開した。ミャンマーの旅券保持者のチェックインと入国手続は標準の国際的慣行に類似しているが、2021 年のクーデター以来、旅行者は出国に先がけて治安部隊によって綿密に検査されている。空港スタッフは予約の詳細を審査し、旅券の名前を予約における名前と照合する。税関職員・入国審査官は手荷物を調べて、入国審査官は旅券写真が所有者本人と一致していることを確認し、旅券をスキャンする。

5.21 国内情報筋は 2023 年、DFAT に、税関を通過する前に、出発する旅行者は政権が指名手配中の人物のリストと旅行者の詳細とを比較する「軍のチェック」を受けなければならないと語った。2025 年の公表時点において、DFAT は、こうしたチェックの後に出国を許可されず、拘束されている人々がいることを認識している。当局が誰かを渡航禁止リストに掲載

してから、空港の入国審査官に通知されるまでに最大 48 時間の遅れが生じていると報じられている。メディア報道によれば、一部の人間は賄賂を支払うことで出国できたが、これは高額で危険を伴い、著名な人物には不可能だった（「[政治的意見](#)」を参照）。

5.22 陸路でのミャンマーへの又はミャンマーからの渡航は、タイ、ラオス、中国及びインドにある限られた数の公式国境検問所に制限される。非公式の陸路での越境が発生する、長く伸びていて監視のない国境地域もある。2021 年のクーデター以来、何千人もの人々が非公式にこれらの国境を越えて、ほとんどがタイに、またインドにも、時には中国にも入っている（[DFAT による国別情報報告書・タイ、インド及び中国](#)を参照）。2017 年 8 月のラカイン州での暴力行為以来、[ロヒンギャ](#)移民はラカイン州からタイとマレーシアに正規でない方法で海上移動を企てている。2024 年 5 月、軍事政権はミャンマーと中国、タイ、インドとの国境を越える人々に対する監視を強化すると発表した。これは徴兵を逃れようとする者を捕まえるための試みと報じられている。これには新たな[ユニーク識別 \(UID\)「スマート・カード」](#)の導入も含まれていた。

5.23 DFAT は、当局が指名手配中の人物が、そのプロフィールと[文書](#)次第では、飛行機で安全にこの国を去ることが困難（しかし不可能でない）であろうと評価する。DFAT はまた、指名手配中の人物が陸地経由で近隣諸国まで見つからずに渡航することは比較的容易であると評価しているが、そのためにはまず国内の検問所を回避し、場合によっては困難な地形を越えて根気のいる旅を強いられる可能性がある。

帰還者の条件

5.24 ミャンマー労働・入国管理・人口省（Ministry of Labour, Immigration and Population）は、社会福祉・救済・再定住省（Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement）によって管理される[ロヒンギャ](#)帰還者を除いて、帰還者との面談を所管している。国際移住機構（IOM : International Organization for Migration）は、検疫手続の支援、法的援助、訓練コース及び学校教育と公共医療サービスにアクセスするための助力などの様々なサービスを帰還者に提供する。地理的及び定員上の制約により、これらのサービスにアクセスすることができるのは帰還者の約 40～60%に限られる。

5.25 2021 年のクーデター後、推定 10 万人がミャンマーからタイに陸路で逃げた。この人数のうち、約 6 万人が帰還したものと推定される。クーデター前、タイからの避難民（主に[カレン族](#)）は、「国籍審査（national verification）」（彼らがミャンマーで権利を行使し、サービスにアクセスすることを可能にする CSC（「[国民識別カード](#)」を参照）を交付されるまで最長 1 年程度を要することもある）を受けて、正式な援助を受けた自発的帰還プロセスを経てミャンマーに戻ることができた。国内情報筋は DFAT に、2021 年のクーデター以来この仕組みの下でタイから戻った者は誰もおらず、そうすることへの関心もほとんどないと語った。

5.26 2021 年のクーデター以来、主にタイ、インド、バングラデシュなどの近隣諸国から移民がミャンマーに帰還している。軍事クーデターの 3 日後、マレーシアの裁判所が移民のマレーシア滞在を許可する命令を発出したにもかかわらず、3 隻の海軍艦艇で 1,086 人をミャンマーに帰還させるための軍事政権による申し出をマレーシアは受け入れた。マレーシアは、全帰還者が自発的に帰還しており、庇護希望者はいなかったと主張した。DFAT は、これらの帰還者が、彼らのコミュニティに戻る前にヤンゴンでの隔離を要求されたと理解している。違法に国を去ったミャンマーへの帰還者は、違法に国境を越えたため、最長 5 年の懲役に服さなければならない。しかし、国内情報筋は、DFAT に対し、これはほとんど執行されていないと述べた。

5.27 2017 年 11 月、ミャンマーとバングラデシュの政府は、「ラカイン州からの難民の帰還に関する協定」に署名した。協定によると、ミャンマーは、2016 年 10 月と 2017 年 8 月の激しい攻撃の後にバングラデシュに出発したラカイン州の元居住者を、彼らがラカイン州におけるかつての居住地を証明することができるならば受け入れる。ミャンマーとバングラデシュは、2018 年 1 月に避難を余儀なくされた[ロヒンギャ](#)の本国送還を開始し、2 年以内にプロセスを完了することで合意した。政権系の新聞グローバル・ニュー・ライト・オブ・ミャンマー（*Global New Light of Myanmar*）の 2021 年 5 月の記事は、協定が署名されて以来、790 人のロヒンギャが「自発的に」バングラデシュからミャンマーに戻っていると報じた。バングラデシュからのロヒンギャの大規模な本国送還は、見通しが立たないままである。[DFAT によるバングラデシュに関する国別情報報告書](#)も参照。

5.28 ミャンマーを出入国する人々に対する厳しい精査と、政権に反対若しくは批判していると疑われ、又は西側諸国とのつながりが疑われたあらゆる人が深刻な結果に陥っていること（「[政治的意見](#)」を参照）を踏まえると、庇護申請が認められずオーストラリアから帰還する人々は、ミャンマーを離れた元々の理由にかかわらず、公的な嫌がらせ、[恣意的な拘禁](#)及び暴力を受ける高度のリスクにさらされるものと DFAT は評価する。

文書

5.29 ミャンマー当局は、[出生及び死亡証明書](#)、[国民識別カード](#)、[世帯登録証](#)及び[旅券](#)などの多種多様な身分証明書その他の公文書を発行している。ある人が特定の文書を保有できるか否かは、ミャンマーの複雑かつ非能率的で、[汚職](#)が横行する官僚制をうまく切り抜ける能力と、市民権の等級（完全な市民権、帰化市民権又は準市民権。「[人種／国籍](#)」を参照）次第である可能性がある。2021 年のクーデター以来、多くの人々は、しばしば限られた文書のみを携えて、自分の家から避難しなければならなかった。小区行政官庁に対する [PDF](#) の攻撃、官庁の閉鎖、及び政権の代表と対話することへの一般的な乗り気のなさは、2021 年のクーデター以来、多くの人々が新しい文書の申請又は既存の文書の更新を望んでいないか、不可能になっていることを意味する。

出生証明書と死亡証明書

5.30 2012 年 [小区又は村管理法](#)は、全ての出生及び死亡が小区又は村の管理者に登録されるよう義務付けている。違反した場合の罰則は、最高 7 日間の懲役刑又は罰金 5,000 ミャンマーチャット（約 5 豪ドル）である。

5.31 出生証明書は市民に社会、[教育](#)及び[医療サービス](#)へのアクセスを提供する。出生証明書のない市民は、高等教育と雇用機会を許されない場合がある。2014 年と 2015 年に、政府は出生登録手続きについての意識を高めるための全国的なキャンペーンを実施し、2017 年に、5 歳未満の子供の 20%未満が未登録であると報じられた。都市部のほとんどの子供が登録される一方、遠隔地域のほとんどの子供は出生証明書を所持していない。Rakhine 州の子供は最も未登録の可能性が高く、特にロヒンギャの子供は出生証明書の取得において難題に直

面している（「[ロヒンギャ](#)」を参照）。死亡は、特に医療サービスへのアクセスが限られている農村地域において、十分に登録されていないということである。「[児童及び若者](#)」を参照。

国民識別カード

5.32 ミャンマーの独立以来、様々な身分証明書が異なる法律の下で出されている。

・ **国民登録カード（NRC）**：しばしば「三つ折りカード」と称される NRC は、1949 年から 1989 年まで 1949 年 *住民登録法（Registration of Residents Act）* に基づいて発行されていた。NRC は市民権権利への完全なアクセスを提供し、民族的特性又は宗教を記録しない。このカードは後に CSC と置き換えられたが、これらは今でも俗に「NRC」と呼ばれている。2017 年、紙ベースの NRC をネピドー、マンダレー及びヤンゴン管区とラカイン州で電子カードと取り替えるために、政府はパイロット・プロジェクトを開始した。1990 年代初期の市民権精査プロセスの一部として自らの NRC を引き渡したロヒンギャとラカイン・イスラム教徒は、引き替えに CSC を受け取らなかった。

・ **一時登録カード（TRC）**：「ホワイト・カード」とも称される TRC は、NRC を無くしたか破損した人に、一時的に代わりとなるものを意味する。しかし、1995 年から、おそらく彼らの市民権ステータスが決定されている間に、ミャンマー当局は TRC をロヒンギャや 1982 年 *ビルマ市民権法* に基づき出生による市民権が国家によって公式に認定されなかった他の少数民族にも配付しはじめた。TRC は 2015 年に撤回されて、**一時承認カード（TAC：Temporary Approval Card）** 又は「ホワイト・カード・レシート」に切り替えられた。TAC の法的根拠は不明瞭で、いかなる市民的権利も与えられることはない。

・ **市民権精査カード（CSC）**：1982 年 *ビルマ市民権法* に基づいて導入された CSC は、市民権の 3 つのカテゴリ、すなわち完全（「ピンク・カード」）、準（「グリーン・カード」）及び帰化（「ブルー・カード」）に従って交付される。CSC は民族的特性と宗教の情報を記載している。これらは今でも俗に「NRC」と呼ばれている。ロヒンギャに CSC が交付されることはほとんどない。「[人種／国籍](#)」を参照。

・国籍未審査者向け身分証明カード (NVC) : 以前には国民確認用身分証明カード (ICNV : Identity Cards for National Verification) と称された NVC (「ターコイズ・カード」) は、市民権の確認を受ける人々に 2016 年以來交付されているが、身分証明書又は市民権証明書とはみなされていない。NVC は民族的特性又は宗教の情報を記載していない。UNHCR は、多くの [ヒンドゥー教徒](#) は帰化 CSC を得る資格があるものの、多くは文書で証明されないままとなっており、文書で証明されている者は、NVC を取得するよう政府によって一般に義務付けられる。2017 年 10 月以來 NVC の発行によって生体認証データが収集されている。ラカイン州では、NVC は治安部隊が付随する入国管理・国民登録局によって発行されている。多くのイスラム教徒が、直接当局に申し入れてカードを申請することを繰り返しているため、これは主に戸口直送のプロセスを通して実施されている。多くのロヒンギャは、政府への根深い不信のため NVC プロセスに携わることを繰り返している。DFAT は、NVC が発行されるプロセスに自発的に参加しなかった個人についての報告を認識している (「[ロヒンギャ](#)」、「市民権」を参照)。

・ユニーク識別カード (UID)、別名「スマート・カード」: 2024 年 5 月、軍事政権は新たな 10 桁のユニーク識別 (UID) 「スマート・カード」の導入を発表した。このカードはミャンマーとタイ、中国、インドとの国境を越える際に必要となる。入国管理・人口省によれば、新 UID カードは無料で、申請者が取得に料金を請求された場合は苦情を申し立てることができる。しかし、カード発行に数か月かかる遅延が広く報告されており、即日発行には最大 200 豪ドルの賄賂を要求される事例もある。

世帯リスト

5.33 2012 年小区又は村管理法に基づいて、ミャンマー各地の村と小区の管理者は、出生と死亡を編集して登録し、人々を世帯リストに記載し、また削除することを義務付けられている。そのため世帯は、移住や結婚などのいかなる変化も郡区行政官庁 (Township Administration Offices) に報告することを義務付けられている。この手続に必要な文書の種類と金額は、管轄区域によって異なる。例えば、アムネスティ・インターナショナルは、ラカイン州で個人をある世帯リストから別のリストに転載するのに、既存の世帯リストのコ

ピー、結婚許可証、彼らの身分証明書の写し、そして小区又は村の当局からの推薦状が必要だったことを 2017 年に報告した。世帯は、要求に応じて家族のリストのコピーを当局に提出することも義務付けられている。世帯リストは入国管理・人口省と内務省によって発行され、更新される。

5.34 世帯登録は、[身分証明書](#)の発行、(特に中等・高等教育への)[就学](#)、サービスへのアクセス ([保健](#)、電気、水など)、結婚及び移動許可のために必要とされる。2015 年の TRC の満了 ([「ロヒンギャ」](#)、[「国民識別カード」](#) を参照) 以来、世帯リストは多くのロヒンギャにとって唯一の身分証明の形式である。

5.35 2017 年に、アムネスティ・インターナショナルは、年次チェックの期間に許可なく不在としていたラカイン州の居住者が、世帯リストから削除される事例を報告した。アムネスティ・インターナショナルは、世帯リストから削除された後に外国から帰還する人々が、出入国違反での逮捕と有罪判決の危険を冒すことも報告した。国内情報筋によると、世帯リストからの削除を防止するために、賄賂が使われるということであるが、その金額は現地の基準からしても高額だった。ラカイン州中部では、一部の世帯リストは 2012 年の暴力行為以来更新されていないということである。2017 年、アムネスティ・インターナショナルは、2016 年以降、[ロヒンギャ](#)が[出生](#)を世帯リストに追加することがますます困難になっていると報告した。

5.36 ある人が未登録であることが判明すれば、最長 7 日の[拘禁](#)に処せられることになり、その間にその人は、世帯に属していることを証明し、世帯主によってその世帯のリストに登録されなければならない。2018 年の国連事実調査ミッションは、治安作戦後にミャンマーを去ったほとんどの[ロヒンギャ](#)が、以前の居住地を証明する文書類を持っていない可能性が高いと結論づけた。2021 年 2 月、軍事政権は 2012 年 [小区又は村管理法](#)を改正し、全ての泊り客を報告する要件を復活させたが、この動きをヒューマン・ライツ・ウォッチは、プライバシーの権利を妨げて、恣意的な逮捕と拘禁を可能にするものだとして批判した。

5.37 ミャンマーは 2015 年に機械可読「e パスポート」を導入した。これは埋め込まれたスマート・カード・チップに個人情報と生体認証情報を保存する。全国に 17 か所の旅券発行センター（全ての州及び管区に少なくとも 1 か所）がある。旅券を取得するために、市民は自らの [CSC](#)、[世帯登録](#)、出生証明書及びスマート・カード（UID）を提出し、発行センターで申請書に記入する必要がある。申請者は自ら出向かなければならず、センターで公式な写真を撮られる。事務所は通常、処理のために発行まで 10 労働日～15 労働日を指定するが、その日数は事務所によってまちまちである。旅券の取得と迅速な処理のために、しばしば賄賂が必要になるということである（「[偽造の横行](#)」を参照）。十分な額の賄賂を支払えば、海外の旅券事務所を含め、旅券の発行や再発行に必要な多くの手続を回避できると報告されている。

5.38 非バーマ系民族の人々は、別々に列を作ることを要求される、追加の精査を受けさせられる、追加の賄賂を要求されるなど、旅券担当者による人種差別的な扱いについて頻繁に報告している（「[南アジア系の人々](#)」を参照）。2022 年 5 月、地元メディアは、政権が公務員を含む [CDM 参加者](#) に旅券を発行することを拒否し、これらの参加者の名前が旅券事務所に流布したと報告した。2021 年 6 月、軍事政権は、国民統一政府や他の反政権派に属する数十人の旅券の取消しを発表する通知を、オーストラリアを含む外国の政府に送った。

偽造の横行

5.39 文書の偽造はミャンマーで非常に横行している。偽造は偽の[文書](#)や虚偽の情報に基づいて提供された本物の文書の形態を取る。ミャンマーでの[汚職](#)の横行は、偽造の身分証明書が比較的容易に購入できることを意味しており、[出生](#)、結婚及び離婚の証明書などの身分証明書類、[世帯リスト](#)並びに [NRC](#)、[CSC](#) 及び [NVC](#) は、全て深刻な偽造の対象となる。また、徴兵を避けるために身分証明書に偽の誕生日を記載する若者の事例も報告されている。旅券はより洗練されたセキュリティ機能を備えるのに対して、偽造された国民識別カードを使って本物の旅券を取得することは可能である。

5.40 2025 年の公表時点において、DFAT は、偽造文書を使用したと認定された者に対する公式な処罰の有無を確認できなかった。